

第二章 漁業の展開

第一節 真鶴と漁業

34 正徳五年十月 岩村小百姓等漁業渡世願
(二七一五)

乍恐書付を以奉願上候

一、当村之儀畑作計少々御座候て、小百姓¹・無田²・店借³り之者共迄渡世迷惑仕候、殊に一・兩年は諸石一円商事無御座困窮仕渡世取統可申様無御座難儀仕罷在候、此上は岩村浜にて魚漁仕、何とそ渡世送り申度奉願上候、御願申上候通に被仰付被下置候ハ、古船又は古網等相調漁仕習申度奉存候、御慈悲を以願之通被仰付被下置候ハ、難有奉存候、以上

正徳五年乙未年
十月十二日

岩村

名主 喜右衛門

神原弥次兵衛様

同 惣四郎
同 清五郎

坂本小助様

高田市之丞様

右之通地方御代官大津市郎左衛門様、佐藤左次衛門様、小田惣左衛門様えも相認上ケ申候

(岩 半田浩一氏藏「明治廿七年 古書類写集」)

1 小百姓^{こひやくしやう} 一般には村内の年貢を負担する本百姓をいうが、

村役人をはじめとした有力な高持百姓以外の百姓をいう。↓

小前 2 無田^{むでん} 一般には没落して田畑を失った農民を指す。

近世初期から中期にかけては検地帳に記載されず親方百姓に隷属した百姓を示す。村内における年貢を負担しない最下層の農民。

3 店借^{たな}り 借家人のこと。借家に住む店子は一段と低い者と見なされた。無田同様村内においては最下層の者たちである。

石切り稼ぎの衰退(正徳二・三年ころ)により、漁業渡世を藩に願い出る。古来、岩村は真鶴村とともに漁職にあった

が、江戸城構築あるいは江戸の町の建設、江戸に集住する諸藩の石の需要にこたえた石切り出し場としての隆盛により、一時中絶状況にあった。ところが石の切り出しおよび需要の減少から、稼ぎに加わる岩村村民の困窮が深刻化する。そこで新たに岩村地先の浜での漁業を願ひ出た。しかし、長い中絶状態から船および網などの漁具はもちろん漁の方法すら失われていたようで、古船・古網を調えたうえ漁法を習うとまでいつている。

35 (一七一五)
正徳五年十月 岩村難波につき漁業渡世願

乍恐口上書を以申上候¹

一、岩村小百姓・無田・店借り之者迄、近年諸石一円商事無御座候、殊に米并雜穀共に高直に御座候て、殊外村中困窮仕及飢に渡世取続可申様無御座難儀仕罷在候、薪商売仕度奉存候にハ商売に仕候様成薪立申山無御座候、村中にて焼申薪、馬草刈申山計御座候、此上穀類下直に罷成候ても石切かせき計仕候ては御年貢上納其外御役等も難相勤進退取続に難儀仕候、畑作之儀少高

にて御座候故作毛取入候ても村中進退之足りを得申程之儀にて無御座候、尤炮取申かつき五・六人御座候、此五・六人にては炮御運上調上納可仕様無御座候、新かつき仕立申度奉存候得共炮取申かつき之儀は生レ付候程之者にて無御座候ては稽古も難成儀に御座候、因茲旅之かつき三崎・城ヶ嶋より拾式・三人雇炮とらせ申候て御運上相調御用炮も上納仕候、旅之かつき之儀ハ面々之かせき在所え送り申候故、岩村之潤には罷成不申其外何ても渡世取続可申かせき無御座、段々右之訳にて御座候故此度漁職仕申度奉願上候所に真鶴村より申上候、岩村にて漁職仕候ては真鶴村漁之障りに罷成申候旨申上候段被仰渡候

一、岩村之儀は、前に石時花申節は段々少々宛に渡世取続申候故漁職不奉願上候、此度漁職奉願上候儀は右申上候通外に何ても渡世取続可申かせき無御座候故御願申上候

一、真鶴村よりハ只今迄岩村支配之浦え罷越漁仕候得共、御領分一所之儀、殊に只今迄は岩村にて漁職不仕候

故、真鶴村之者共に漁致させ差置申候、此度漁職奉願上候にも岩村浦にて漁仕度と奉願上候真鶴村へ罷越漁仕度とハ不奉願上候、岩村浦にて漁職奉願上候所を真鶴村漁之障りに罷成申候と申上候段乍恐承届ケ不申候

一、岩村支配之浦にても漁職罷成不申候、証文等にても真鶴村に所持仕候故哉、乍恐御尋被遊可被下置候

一、此度漁職奉願上候事岩村之儀渡世取統に罷成申かせき之品無御座、及困窮に村中ひしと難儀仕罷在候、此上御上様え御救等之儀も不申上何とそ御役介に罷成不申候様に仕度奉存漁職之儀奉願上候、何れにも岩村に而漁職仕候様に偏奉願上候、御慈悲を以被仰付被下置候ハ、永々村中え之御救と難有可奉存候、以上

正徳五乙未年十月

(岩 半田浩一氏蔵「明治廿七年 古書類写集」)

1 口上書^{くわじょうしょ} 訴訟に関する文書の名で、訴訟関係者の口述筆記をいう。百姓分は普通口上^{こうじょう}とはいわず口書^{くみ}という。2 かつき 海士のこと。3 運上^{うんじょう} 諸営業に賦課する税で一定の税

率をもって納めさせた。

石商いの不振から、岩村は漁業への進出を強く望んでいることがわかる。岩村に当時あった漁といえればあわび捕りで、これも訓練が必要であり難しく、また海士を三崎や城ヶ島から雇っても稼ぎは海士の在所へ送られ当地の潤いにはならない。そこで岩村地先の海で漁業を開始したいが、真鶴村が岩村の漁業開始に対して差し障るとして異論が出る。しかし、岩村は漁業よりほか村民の窮状を救うみちがないとして、強硬に漁職の復活を要求している。

36 正徳五年十月 岩村漁業願につき真鶴村漁師返答書^(一七二五)

乍恐口上書を以申上候御事

一、岩村より漁仕度由奉願上候に付、真鶴村漁師共之障りにも成申候哉と御尋被遊候、村中殊外漁之障りに罷成申儀に御座候、先年より四艘張¹定り之網戸場²御座候得て漁仕来り申候網数七艘御座候、網戸場能場所ハ四ヶ所御座候、悪敷場はくじ取に仕日々替り〳〵に網張申事に御座候

一、海老網³之儀、是ハ石橋前より伊豆山芦川前迄福浦・真鶴両村にて掛け来り申候、去年当年石商内無御座候に付渡世送り兼網数多く罷成海老網掛け場せり合難儀仕候

一、手繰網⁴当村に拾六畳御座候、村之内にて此網数多ク仕度申事に御座候得共、拾六畳にてさへ引場せり合、場所悪敷所引申網ハ、一円漁無御座渡世送り兼難儀仕候に付、村之内にてさへ人網数多ク不仕候、此外ほうけ釣⁵は手之儀ハ、浮漁⁶にて何方にても仕申儀に御座候、右根附之漁之儀は古来より真鶴浦にて仕来り申漁にて御座候、右之通に御座候に付此上岩村にて漁仕候様に被仰付候ては、当村千三百人余之人数にて御座候得は渡世に村中大分難儀仕申儀に御座候、以上

正徳五年

未ノ十月

真鶴村

名主

半左衛門

同 平兵衛

組頭 孫右衛門
同 藤 四郎

神原弥次兵衛様
高田市之丞様

坂本小助様

(岩 半田浩一氏蔵「明治廿七年 古書類写集」)

1 四艘張^{よそば}り 漁船四艘を使用して行^う網漁。網船二艘、大尻船・大尻脇船各一艘を使用する。おもにうづわを漁獲し漁期は八月から九月まで。

2 網戸場^{あんどば} 北条氏が用いた網の役錢を網戸という。その網役を負担する漁場。

3 海老網^{えびあみ} 刺網漁の一つで、専ら伊勢海老を捕る漁。夕刻より船を出し岩礁を囲んで網を入れ、翌朝上げる。八月より翌四月までが漁期。寛文期に真鶴村では網数七〇はいあったと記す。

4 手繰網^{てぐりあみ} 底引漁の一つで、風力・海流・櫓櫓の力などで網を引き漁獲する漁。おもに石鯛・甘鯛・カサゴをとる。漁期は十一月から翌三月まで。

5 ほうけ釣^{ほうけつり} 疑似餌を使う漁法。貞享五年(一六八六)福浦村露木文書「覚書」に「ほうけ釣は手漁」とあることから手釣と考えられる。

6 浮漁^{うきりよう}

海面近くを泳ぐマグロ・カツオ・サバ・イワシなどの魚群が集まり、海面がそのため盛り上がり浮き上がった状態になることがある。それを陸・海上から見て船を出し、網を入れたり釣ったりする漁法。

本文書は、岩村からの漁職願に対する真鶴漁師の返答書である。内容は、岩村村民の漁業復活による真鶴村の窮状を、各種漁法の漁場が現状ではいっばいであることを理由に訴えている。地先の海で新たに漁業を営もうという岩村と、以前から岩村地先の海を漁場とし既得権を持っている真鶴村との、いわゆる漁場論争に発展している。また、本文書では、当時真鶴村が行っている漁法、四艘張り漁・海老網漁・手繰網漁・ほうけ釣漁などの存在が知られると同時に、その操業数も判明する。

37 (一七五)
正徳五年十一月 岩村古来よりの漁職につき口上書

乍恐口上書を以申上候

一、此度岩村より漁職被仰付被下置候様にと奉願上候に付、古来岩村にて漁職仕候義も有之候哉と御尋被遊候、古来漁職仕申候、先年氏直公御代看之儀に付、虎

之御朱印御座御書付被下置于今所持仕罷在候、其後も段々大久保相模守様御代之頃迄岩村・真鶴村入込に漁職仕申候由村之年寄候者共申伝候、夫より只今迄は石切かせきに取掛り罷在漁職中絶仕候、前度之口上書に申上候通真鶴村之者共岩村支配之浦え罷越漁仕候得共御領分一所之儀、殊に岩村漁職中絶仕罷在候故漁致させ差置申候

一、御入国之節、岩村より指出し帳に古来漁職仕候訳書付差上不申候儀御尋被遊候、此儀は久々漁職中絶仕当分石切かせき仕罷在候故、心付無御座書付差上不申候段乍恐御免被遊可被下置候

一、前方奉願上候通、近年諸石一円商事無御座米并雜穀等迄高直に御座候て、村中小百姓・無田・店借り之者共迄、殊外困窮仕及飢に渡世取続可申様無御座ひと難儀仕罷在候、石切かせきの外何にても渡世取続可申かせきの品無御座候故、無是非漁職之儀、岩村支配之浦にて被仰付被下置候様にと奉願上候所に、真鶴村より申上候岩村え漁職被仰付候ては、真鶴村漁之障に罷成

申候旨申上候段被仰渡候、夫に付岩村之浦にてと限り候ては漁職難被仰付由被仰渡候、乍恐何れにも漁職被仰付不被下置候得ては、村中及困窮に大分難儀仕候間、然ル上は網戸場岩村・真鶴村入込に漁職被仰付被下置候様に奉願上候、尤ほうけ釣は手之儀は所々入込に仕可申候、御慈悲を以被仰付被下置候ハ、永々御救と難有可奉存候、以上

未ノ十一月

岩村
名主 喜右衛門
組頭 清五郎
同 惣四郎
百姓代 源五郎

神原弥次兵衛様
坂本小助様
高田市之丞様

(岩 半田浩二氏蔵「明治廿七年 古書類写集」)

1 虎之御朱印 小田原北条氏当主を示す印、「禄壽應穩」の四文字の上に虎を配した「寅の印」。日付の字面に捺印した。
2 大久保相模守 大久保忠隣。

十月の岩村の願いに基づく小田原藩の尋問に対する口上書。それによれば、岩村の漁職は小田原北条氏以来のもので、大久保氏の入部以後も岩村・真鶴村が互いの浜に入り込み漁職にあつたことを伝えている。その岩村は、寛永年中より石切り稼ぎに移り漁職は中絶するが、岩村支配の浦は一所の小田原藩領分ということで、中絶中も真鶴村の漁業を許していたとある。

38 元文元年 岩村漁師目録

一、家数合拾壹軒
岩村漁師目録

卯年御改に引合増減無御座候
一、漁師四拾四人

卯年御改に引合三人減

内

拾貳人

拾六歳以上男

五人
三歳以上男
貳拾七人
三歳以上女
右之人数漁師仕渡世送り申者、年々御改少も無相違書上
申処偽無御座候、為後日依て如件

元文元年
辰

岩村
名主 喜右衛門
組頭 惣四郎
同 善五郎
杉浦喜太夫様
楠田清次郎様

(岩 半田浩一氏蔵「明治廿七年 古書類写集」)

39 (二七三七)
元文二年 岩村網数書上

一、足なし網¹ 覚
一、蛙夜網² 老はい
四丸

一、海老網
一、ほうけ網³ 三はい
三はい

辰年御改に引合増減無御座候

右之通、村中只今所持仕候網数無相違書付差上申候、以
上

元文二年
巳

岩村
名主 喜右衛門
組頭 惣四郎
同 善五郎

杉浦喜太夫様
楠田清次郎様

(岩 半田浩一氏蔵「明治廿七年 古書類写集」)

一、足なし網¹ 地引網のこと。地引網の構造は荒手網・手網・
中網・奥網からなるが、手網の上下に足網・足廻りという網

をつける場合もあった。この網のない地引網。 2 鮭夜網さけよるあみ

刺網のひとつ。海岸の突き出た所から沖に向け張り出し、と

くに夜間に漁利があるといわれた。 3 ほうけ網 棒受網・

謀化網のこと。鰹釣りの餌料に使う鰻あるいは鯆・小鰹を漁

する網。

40 (一七四〇) 元文五年 岩村漁師目録

岩村漁師目録

一 家数合拾老軒

未年御改に引合増減無御座候

一 漁師五拾老人

未年御改に引合老人増

内

拾四人

拾六歳以上之男

八人

三歳以上之男

貳拾九人

三歳以上之女

右之人数漁師仕渡世送申者年々御改少も無相違書付差上申
申処偽無御座候、為後日仍て如件

元文五年

申

岩村

名主

喜右衛門

組頭

半六

同

助左衛門

同

好三郎

西原文右衛門様

篠崎孫兵衛様

(岩 半田浩一氏蔵「明治廿七年 古書類写集」)

41 (一七七七) 安永六年四月 真鶴・江之浦両村海老網懸け置場所

につき争論

御尋に付乍恐以書付奉申上候御事

一 江浦村漁師共去ル廿三日、右村輪内せいらう場之内八
王寺宮下え海老網廿八畳懸置候所、其方共船六艘に大
勢乗参右之内六人江ノ浦村え上り善六と申者方え罷
越、真鶴村之漁場に網懸置候に付不残引取可申旨申之

候処、右善六村役人差図候へ、引取可申候得共、左様無之候ては引き取り候義ハ難相成段及挨拶候由、左候へ、此方より引取候由申之理不尽に右網其村方え取申候哉翌廿四日朝、江ノ浦村漁師罷越見申候所廿晝は形もなく、残り八晝は散々に引切有之由申之、弥其通有之候哉何分之訳にて他村之網引取其上引切候哉、此段相尋候逐一可申聞候

此義去ル廿三日江ノ浦村え網くり罷越候所、当村権兵衛と申者之網沓疊散々切ちらし申候、尤其節差図仕切遣候者ハ江ノ浦村善六と申者に御座候、切候者ハ同村弥左衛門・新介と申者に御座候、右故私共先方え彼是申候得は、先方にてハ右理無尽仕其上散々悪口等申懸候得共、其儀申募申候てハ及大論候に付此方よりハ理不尽成儀一向不仕候て直に罷帰申候、依之又候廿四日網懸に罷越候所江ノ浦村より網数多懸並へ此方之網一向懸場無御座候故、善六と申者方え罷越申入候ハ此方之網一切懸場無之候、何卒少々あらけ懸させ具候様に申候所、善六申候ハ此方請浦

え網懸可申段不届至極候、殊に浦 御代官様より被 仰付此方支配之場所に候得は、懸遣候儀相成不申候と申候に付私共申候は、左候へ、此方よりあらけ懸可申と申候得は善六申候者村役人差図候へ、あらけさせ可申候へ共、中々我等力相對にては不相成候、懸直候儀ならハ手柄に懸直見可申抔と申、其上散々悪口申懸候に付私共翌朝網に切立候、残念も御座候に付江ノ浦村より八王寺下え懸置候網之内四疊脇え懸直此方之網四疊懸置申候、尤外懸場無御座候に付残網之儀は無是非村方え持罷帰候、尤江ノ浦之網廿晝ハ形もなく残り八晝ハ散々に引ちきり候様申候義毛頭不仕候、殊に先方商売駄に随分相成候様に懸置申候、依之又々翌日網懸に江ノ浦村え罷越候所、右浜に網何拾疊となく干有之候、此段少も偽不申上候、船大勢乗参候様に申候得共平生共沓艘に三・四人ツ、は乗不申候、へては商売相成不申候、江ノ浦村より右網に付候ては去年以来別て厳敷せいとう仕相せがミ申候并悪口申懸旁難尽筆紙奉存候、

幾重にも申上候ハ当村之儀ハ漁事專渡世仕露命相立候村方に付、何卒古来之通網懸場無相違様に仕度奉存候、別て八王子下之儀は外之場所十ヶ所・十五ヶ所に釣合候場所に御座候、縦ハ八王寺下にて海老百疊懸ヶ候得は外にては十盃か廿盃なくては懸不申候、依之外場には江ノ浦より少々障候ても、八王寺下之儀は無相違様に仕度奉存候

右御尋に付乍恐以書付奉申上候、以上

安永六丁酉年四月

真鶴村

漁師

嘉平次

同 権兵衛

伊東 栄 助様

矢崎徳左衛門様

右嘉平次・権兵衛申上候に付、私共奥印仕差上申候、已上

安永六丁酉年四月

真鶴村

名主

清左衛門

同 甚左衛門

伊東 栄 助様
矢崎徳左衛門様

(小田原市 八木下正雄氏蔵)

1せいろう場 木材を井桁に高く組み上げた望楼。魚見場として設置した。

42 (七七七)
安永六年四月 海老網懸け場につき江之浦村一札

一札之事

一、此度拙者共村方にて先祖より致所持申候海老網致中絶候処此度致造立度、乍然致中絶候網之儀に付御願申上候所願之通被 仰付候、勿論被 仰付候は右願之網に付相障候筋無之哉と近村御尋被成候所、其元御村方海

第2章 漁業の展開

老網御掛来之漁場并米神村磯辺より門川磯辺迄之内、古来より御掛場米神村家之前、根府川黒根、同村御棚下、江ノ浦八王寺下、松崎、沢尻、新嶋右之場所に相障り不申様にと御願被申上候趣に付、右場所相除輪内にて漁事致候様にと被 仰渡候事に付、小前之者にも得と申聞置申候間、左様御心得可被成候、為念仍如件

年号月日

江ノ浦村

役

人印

真鶴村

役

人宛

右之通一札仕真鶴村役人共方え差遣申候様にと被為仰付奉畏候、乍然右文談之内八王子下松崎と申場所有之候、右場所相除輪内にて漁事致候様被 仰渡候事に付、小前之者共得と申聞置候と申文言御座候に付先達てより右一札難仕趣奉申上候、右之訳ハ八王子下松崎ハ海老網専一之場所にて先規より当村にて趣に網懸来候場所に御座候故、村内不残海老網所持仕罷在候処、五・六十年以前より亦々村内大困窮仕網所持仕候義難相成、自然と網持主

無御座候様に罷成候内、真鶴村之者其後四十年来已来海老網懸申候得共、当村方懸不申候儀に付、近村之儀に候得はやはり懸遣置申候、尤其之節之役人共真鶴村之役人エ口上にて相断置申、追て此方にて網拵候得は其元え掛遣申義不相成旨役人共同士申談置候旨申伝候得共其節証拠書付等ハ取置候儀ハ無御座候、第一右松崎せいろ場之内八王子下之儀は当村誠に村下に御座候て先年より専一之場所に御座候、然ル所当村困窮弥相重り候節、正徳二辰年以 御慈悲御救被成下置四艘張船網一疊被下置難有仕合奉存夫より右網商売仕相助申候、然ヲ松崎八王子下ハ真鶴村古来より懸来候所に付相障不申相済輪内にて漁事仕候様に被為 仰付候趣之文言御座候てハ、乍恐村方より一札は難仕奉存候、当村内輪専一之場所相除キ漁事仕候様にと申儀甚迷惑至極奉存候、以 御慈悲先規之通仕度奉存候に付、右一札真鶴村え難差遣奉存候に付、乍恐此段御願奉申上候、已上

江ノ浦村

安永六丁酉年四月

名主

金 兵 衛[㊤]

伊 東 栄 助 様

矢 崎 徳 左 衛 門 様

組 頭 勘 十 郎 ④
百 姓 代 兵 藏 ④

(小田原市 八木下正雄氏蔵)

43
天保十五年正月 岩村石切り渡世不振につき漁業

渡世願

乍恐書付奉願上候御事

一、当村方之儀昔古より漁業渡世仕来候処、寛永年中より

石切渡世に相成諸御役相続仕候、其後正徳二・三年頃

より石商売不景氣に相成候に付、同五末年昔古之通、

漁業相初中度奉願上願之通被仰付候処、真鶴村にて故

障申立、依之双方被召出御吟味之上以来両村相互に入

込諸漁仕候様被仰付難有奉畏、則其節両村連印にて御

受書奉差上漁業渡世にて取続罷在候処、又々江戸表石

直段も宜敷相成候間、石切漁師入交り渡世仕、引続石

捌方宜敷御座候間、追々石切に相成一同是迄相続仕候、然ル処近年度々御公儀様御用石数多切出被仰付別て両三年以来至て石山手薄相成、既に昨年扱は小前之内石丁場無御座無余儀何方え成共罷越外商売仕相稼申度旨村役人共迄願出候もの共も御座候間、役人并小前之内ケ成取続居候者共にて心配仕為取続置候得共、元来当村之儀は畑林逆も少ク外に稼之道一切無御座石一色にて多年相続仕候事ゆへ自然石山手薄相成、其上右奉申上候通り度々御用石等被仰付最早極手遠之山或は厩山迄も切尽し、且は此節少々宛切出候石之儀も江戸表仕切直段漸運賃丈位之儀にて何分日々取続方難出来此上は一村潰にも可及如何可仕哉と途方に暮種々懸案仕候へ共、是と申手段も無御座必至と当惑仕一同打寄先年之通漁業にても相初両様之渡世仕候ハ、ケ成取続可申と相談仕候へ共、永年相休居候儀に付一ト先真鶴村え相掛合候上にて奉願上度奉存、再々応手ヲ尽シ及欠合候へ共兎角故障のミ申聞候、左候上は弥村方立潰に相成候儀と一同深ク相歎キ居申候、何卒厚ク御賢察

被成下置格別之御憐愍ヲ以右村方之者共え御利解被成下置先規之通漁業相成候様被為仰付被下置候様奉願上候、右様之義 御上様え奉掛御苦勞候も誠に恐多奉存候得共、一村浮沈之際不得止事奉願上候義に付幾重にも御出格之御慈悲を以奉願上候通被仰付被下置候ハ、大小之御百姓一同相助難有仕合奉存候、以上
天保十五甲辰年正月

岩 村

名 主
組 頭

(岩 半田浩一氏藏「明治廿七年 古書類写集」)

1 田山^{かこいやま} 田林ともいう。本来、幕府・諸藩が緊急用材または公用を含む自家用材を確保するために設定した保護林。ここでは、石切場のうちとくに領主の管理が直接およんだ、材質にすぐれ、搬出に便利な地域をいうか。

44 嘉永元年九月 岩村漁業渡世につき再応願

乍恐以書付ヲ奉御願上候御事

一、当村方之儀は少高数多之村方故昔古ハ漁業渡世專に仕其後御入国以来少々宛石切始メ、尚又寛永年中頃より^(一六二四、四二)別て石切渡世に相成諸御役相続仕候処、其後正徳二・三年之頃より石商売不景氣にも相成候に付、同五年昔古之通漁業相初中度奉願上願之通被仰付候之處、真鶴村にて故障申立、依之双方被召出御吟味之上以来兩村相互に入込諸漁仕候様被仰付難有奉畏、則其節兩村連印にて御請書奉差上漁業渡世にて取続罷在候処、又々^(一七四一、四三)寛保年中頃より江戸表石直段宜敷相成候に付石切漁師入交渡世仕引続石捌方宜敷御座候間、追々石切に相成一同是迄相続仕候、然処近年度々 御公儀様御用石数多切出被仰付、別て六・七年以来至て石山手薄に相成以前は凡三百五拾ヶ所程御座候処當時開ヶ居候場所漸三拾ヶ所程有之、三百廿ヶ所は揚丁場¹に相成候儀は於御役所様にも御承知被為有候儀と乍恐奉存候、此段は

御見分被下置候へ、明白に相分可申候、右之仕合故金子多分に相掛ケ普請手入等仕ても石出不申、右残り丁場へ立入申度候ても老丁場え多は式人、場広にても三人余は立入仕事出来不申、持主斗にても不足仕無抛去(弘化元年)ル辰年以來は、小前之内何方え成共罷越外商売仕相稼申度と村役人共迄願出候者どもも御座候得共他所稼之義は諸入用相掛其者共之為筋にも相成不申、村役人において也不好義に付差留、役人并小前之内ケ成取続居候者共にて心配仕、中には親類共え無心申入借用等仕為取続置候得共、當時に至候ては手段も尽果凌方も無御座(途)十方暮罷在候、元来当村之儀は畑林迎も少外に稼之道一切無御座、石一色にて多年相続仕候事故自然石山手薄に相成、其上右奉申上候通度々御用石等被仰付手遠之山或は田山迄も切尽、且は此節少々宛切出候石之儀も江戸表仕切直段漸運賃丈位之義にて何分日々取続方難出来此上は一村潰にも可及如何可仕哉と途方暮種々懸案仕候得共、是と申手段も無御座必至と当惑仕、一同打寄申談候ても外に仕道無御座、然上は(マ)仮合

不手馴にても漁業相始候へ、往々は稼之道も出来可申と先年之通相始々、兩様之渡世仕候へ、ケ成取続可申と相談仕候得共、永年相休居候儀に付一ト先真鶴村え相断、其上御役所様え相願可奉申上と奉存右辰年正月欠合候処、以之外六ツケ敷申聞候に付種々押引仕再々応手を尽及欠合候得共故障のみ申聞候、左候上は村方分台海面有之候ても自村之者どもも漁業相成不申候様に相成、真鶴村之儀は他之海面え参り大行に漁事仕、殊に難船其外之義有之候ても当村掛り相成眼前自村之海面所持乍仕漁事出来不申候様相成候ても小前一同敷敷立潰にも相成候儀と一同深相歎居申候、何卒厚御堅察被成下置格別之御憐愍ヲ以真鶴村之者共え御利解被成下置、先規之通諸漁業相成候様被為仰付下置候様奉願上候、右様之儀御上様え奉掛御苦勞候義誠に以恐多奉存候得共、一村浮沈之際不得止事去ル辰年御掛様へ御願奉申上候処、願書御預りに相成候に付御慈悲之御沙汰被下候哉と只今迄相待居候処、右願書此度御下に相成候上各々様方え御願可申上趣被仰聞候に付何卒恐

多御儀には候得共、^(弘化元年)五ヶ年以來之儀に候得は右仕合御賢察被為成下置、近々之内御出格之御慈悲を以小前一同諸漁業相成候様右奉願上候通被仰付被下置候は、大小之御百姓一同相助難有仕合に奉存候

嘉永元年

申九月

岩村
名 主 組 頭

浦方

御代官²

進藤弥一右衛門様

清水湧右衛門様

此願書弘化元年辰年御掛り様へ差上、五ヶ年御預りに相成嘉永元八月御下ケに相成、嘉永元年申九月浦方へ引遷

浦方

御手代³

小山才次様

(岩 半田浩一氏蔵「明治廿七年 古書類写集」)

1 揚^{あげ}丁^{ちやう}場

石切り出しを停止した場所。

2 浦^{うら}方^{かた}御^お代^{だい}官^{かん} 小

田原藩の漁村支配は、入部当初農村の支配と一括され郡奉行―地方代官によって行われていた(近世の漁村を考える場合、何らかの形で漁業に従事する村であっても本来農村として把握されていた)。この形はしばらく続き、漁業関係の職務を専任とする浦方代官が設置されるのは明和七・八年ころで、以後領内の漁村は浦方代官の所轄となった。

3 浦^{うら}方^{かた}御^お手^て代^{だい}

浦方代官の管掌になる代官直属の役人。

天保十五年正月および嘉永元年九月の岩村漁業渡世願の内容は、嘉永期の願いが天保期のものより、より具体的な記述になっているが、内容はほぼ同一である。畑・林の少ない岩村にとって、天保七・八年ごろからの石山商いの減少は、丁場そのものの減少(揚丁場の増加、囲山の切り尽くし、江戸表仕切値段の薄商いが原因)や、残り丁場への石工の作業場立ち入りが限られるといった、具体的な内容ともなるものであった。稼ぎのみちを断たれた村民にとり、生き残りをおかけた漁業渡世の復権は、ひとまず岩村地先の海での漁業権を持つ真鶴村へ相談を掛け、そのうえで御役所へ願い出る手筈であった。しかし、これも意外に難しく、問題がこじれたま

ま五か年が過ぎたという。この史料も、正徳期の真鶴村と岩村との間で論争になった、既得権を有する先行漁村対後発漁村の漁場に関する、海の縄張り争いの例である。

45 (一八五〇)
安政四年三月 岩村ほか四か村、大網張立につき願

乍恐以書付奉願上候御事

一、去ル丑年より江之浦村にて大網張立之義御願申上候に

付、真鶴村え御糺し被下置候処、差障りに相成候趣故

障申立候に付種々御利解被 仰聞恐入、然ル上は私共

五ヶ村へ忝張取立之義承伏仕場所之義は江之浦村字松

崎其外米神村境より石橋村仏石迄之内え忝ヶ所張立候

様被 仰聞被下置候得共、五ヶ村え忝張にては中々余

業稼にも相成不申当惑仕、何卒五ヶ村え三張り被 仰

付被下置候様奉願上候処、 御上様より厳重に御利解

被 仰聞候に付奉恐入候、私共種々申合見候処何分忝

張にては末々取統方無覚束、何卒御慈悲を以五ヶ村え

忝張被 仰付被下置候様村内一同御願申上具候様相敷

申候間、是非共忝張取立之儀被 仰付被下置候様偏に

御願奉申上候、且真鶴村え分一差出候義一同迷惑至極に奉存候に付、乍恐私共存意深く御堅察被下置、右同村え御利解 被仰付被下置候様奉願上候、右願之通御聞届ヶ被下置候上は向後大網張立之義毛頭御願ヶ間敷義仕間敷候、右願之通御聞届被下置候ハ、村々一同相助り莫太御慈悲と難有仕合に奉存候、以上

安政四丁巳年三月

石橋村

名主 武兵衛

組頭 平治郎

百姓代 金藏

米神村

与頭 甚兵衛

同 徳兵衛

百姓代 平五郎

根府川村

名主 長十郎

与頭 清藏

同 甚三郎

百姓代 源兵衛

江之浦村

与頭 喜右衛門

同 源左衛門

百姓代 半四郎

岩村

名主 元治郎

与頭 源七

同 伊兵衛

同 勘兵衛

百姓代 由兵衛

進藤弥一右衛門様

河野角左衛門様

(小田原市 八木下正雄氏蔵)

1 大網おほあみ

天保大網といわれる根拵網の改良網のこと。

2 分ぶ

一い 漁獲高に応じて何分の一かを真鶴村取り分として真鶴村が徴収する。

願書の前年、安政三年に江之浦村では天保大網といわれる根拵網(根子才とも書く)の改良網の張り立て願いを出す。

これに対し真鶴村には差し障りありとして中止させられるが、岩村をはじめとする五か村での大網一張りは許可となった。五か村は大網一張りでは余業稼ぎにもならないとして三張りの大網張り立てを提出するが認められず、要求を二張りにして願出する。さらに、この操業に対し五か村から真鶴村へ分一を差し出すことになるらしいが、「迷惑至極」として真鶴村への理解を浦方代官に提出した。この大網張り立てをめぐる真鶴村と岩村ほか四か村の争いも、早くから漁業に進出し、その権利を獲得していた真鶴村(先行漁村である真鶴村の漁場は、土肥門川村から早川村までの広い範囲にわたり分布していた)と、いわば新しく漁業を始め、あるいは拡大しようとした村々との漁場新設をめぐる、死活の争いということが出来る。こうした問題が頻発するのはやはり幕末期になっただけである。これらの経緯を通じて、次第に真鶴村に代表される先行漁村の既得権が譲歩を余儀なくされていき、後発の村々が着実に漁業に進出していくことが知られる。

46 明治元年十二月 岩村村民相続方につき村方一同対
(一八六八)

談連印

「(表紙) 明治元戊辰年

岩村相続方に付一同連印帳

十二月

対談書之事

当村村方之儀、去ル卯十二月より本業石渡世皆止に相成
 諸御役相続相勤り兼次々親妻子養方難出来、無余儀当四
 月中より村役人ヲ以 御領主様え往古之通漁業渡世相
 始メ申度段奉敷願候処、今以御聞濟無御座、当節村方大
 半通戸をメ出村仕候に付、弥以御役相続不相勤、無拋毎
 日夜集会涙談之上、迎も村役人にては行届キ不申、依之
 小前一同にて貴殿ヲ御頼申候上は、何方迄も出訴被成下
 願意押通し可被下候、仮令 御上様え被召上候とも元
 来諸御役専一次々親妻子營方仕度願故、村方一同我家之
 喰事飽飯に不拘、毎日老杯宛減シ貴殿之妻子養方無相違
 可致対談取極申候、為後日左之通連印対談書仍て如件

明治元戊辰年

十二月

岩村一同連印

幾右衛門 印	平兵衛 印	佐五兵衛 印	伊兵衛 印
作五郎 印	仁兵衛 印	伝七 印	勘十郎 印
由兵衛 印	新助 印	源七 印	治兵衛 印
權左衛門 印	治左衛門 印	小兵衛 印	
仁左衛門 印	徳右衛門 印	藤八 印	
權兵衛 印	弥右衛門 印	弥五左衛門 印	
善四郎 印	喜右衛門 印	七右衛門 印	
宇右衛門 印	源四郎 印	吉郎兵衛 印	
市左衛門 印	藤五郎 印	惣助 印	
惣五郎 印	宇兵衛 印	銀左衛門 印	
五兵衛 印	平八 印	助左衛門 印	
源六 印	三郎兵衛 印	惣次郎 印	
市郎兵衛 印	久兵衛 印	六郎兵衛 印	

(以下三段ニ組ム)

第2章 漁業の展開

門十郎 印	源左衛門 印	惣九郎 印	弥左衛門 印	又八 印	庄八 印	与左衛門 印	嘉兵衛 印	佐平次 印	清五郎 印	又市 印	五郎八 印	三右衛門 印	善右衛門 印	勘右衛門 印	治助 印	与兵衛 印	浅右衛門 印
清九郎 印	治右衛門 印	作兵衛 印	伝十郎 印	源右衛門 印	与右衛門 印	佐五右衛門 印	助五郎 印	半次郎 印	惣吉 印	太平治 印	藤三郎 印	門右衛門 印	作次郎 印	作十郎 印	平次郎 印	善五郎 印	吉兵衛 印
利兵衛 印	半七 印	三郎兵衛 印	市兵衛 印	惣兵衛 印	権助 印	勘兵衛 印	三右衛門 印	平助 印	久次郎 印	善六 印	源次郎 印	門三郎 印	源六 印	権作 印	伴藏 印	清十郎 印	新八 印

彦兵衛 印	喜左衛門 印	庄兵衛 印	兵三郎 印	幾内 印	惣三郎 印	治郎左衛門 印
権次郎 印	伝九郎 印	角左衛門 印	六左衛門 印	久八 印	七郎兵衛 印	喜兵衛 印
彦四郎 印	重兵衛 印	半右衛門 印	権三郎 印	又七 印	五右衛門 印	六郎兵衛 印

此者義十二月廿一日寄合之節
相談ヲ背破門致候
証人組内権七印

岩村惣代

伴右衛門殿

組頭

庄右衛門殿

(岩 半田浩一氏蔵)

47 明治二年 岩村漁業免許の鑑札願

(表紙)

上 漁業御鑑札願

相州足柄下郡 岩村

乍恐以書付奉願上候

大久保岩丸領分相州足柄下郡岩村役人并惣百姓代伴右衛門奉申上候、当村之儀高百四拾三石余、家数百貳拾八軒少高にて家数多く、往古は漁業一帆に渡世仕百姓相統罷在候所、去ル六百九拾年前治承四年之秋頼朝公御合戦之折柄、当村之漁船にて房州須之崎え被為渡、其功に寄海は櫓舳之可及丈ヶ、山は牛馬之可通丈ヶ、何渡世にても自伝之御墨付被下置候処、小田原古領主北条氏直公之御代右御墨付と虎之御朱印と御引替に被下置候に付、天正九年已来、先御墨付とは格別之相違に候得共、其後貳百九十年来是迄大切に所持仕来候に付、右之謂を以漁船三艘諸御役只今に至迄御免に被 仰付置、然ル処徳川家東京府へ御入城御本丸御築立御用石伐出に付、石伐職相始

メ漁師石伐入交相統仕来候処、追々諸大名様方御普請に付、石伐出し御用多相成候に付、無抛自然漁業之方相怠り候処、累年石山手薄に相成、殊に天保年中より別て石山手薄にて渡世不景氣に罷成、往古之通諸漁業相始度候に付ては、近村伊豆山般若院地先熱海沖其外海面にて、根拵網と唱候大網新工風至極弁利之網故、私村方にても右大網諸漁業相始度領主役場え出願仕、五ヶ年之間日数のみ相掛り候上翌年に至右は年来過去り候儀故、未タ調方不行届候趣被申渡宜數年月過去り候儀之処、近年御変革已来石渡世皆無に相成、然ル処右御変革已前より引統道中御伝馬御用繁く、正人馬にて加助郷勤方夥數相嵩、何分御伝馬役相統は勿論親・妻子養方難出来、年々莫太之御伝馬入用相嵩難渋仕候に付、村方一同集会申談候ても稼方之手段も無之、就ては私共村方之儀も往古之通り諸漁業根拵網にて稼方いたし候ハ、村方相統可相成、乍去長年相休候場所之儀に付、改て御願濟之上相始候様いたし度、尤先前之由緒を申立奉歎願度段評議罷在候内、箱根山戦争之儀に付、領主において謹慎中無抛差控罷在然

ル処 王政復古御一新之被 仰出有之、領主謹慎御免に相成候間、猶村方極難之次第申立自村海面丈ヶ漁業之儀外並之振合を以稼方仕度候に付ては、当 御役所様え奉歎願候外手段は有之間敷と村方一同集評相決候に付、昔古治承年中より引統天正度虎之御朱印頂戴以後、数代大切に守護罷在候漁場之儀を申上奉歎願可呉旨村方一同之もの頻に申歎、尤当村之儀右様之御由緒は御座候得共、年来休居候は右石伐出し御用被 仰付手廻り兼無抱相休候儀に御座候得共、今更勝手次第に相始候ては恐入候儀と存、何れにも強て御歎願申上往古之通漁業渡世に不立戻候ては、村方一同当日暮方差支、且は迄数年漁船御年貢上納も致来候に付、御年貢上納罷在村方之地先進退不相成候儀も有之間敷杯小前之もの共必至と難渋申出候に付、無是非右之趣奉願上度殊更近年 御変更已来は、別て人馬役之儀夥敷正人馬相勤候外雇賃銀多分に差出、最早當時之姿にては御伝場役等も可相動手段無御座、必至と差支之折柄村役人より去辰十二月廿五日漁船之年貢上納金として金札持参漁場浦方掛り役場え上納仕候処、

其節は金札通用触無御座候哉、金札にては何分御受取に不相成候間、外え持参り漸引替仕漁船年貢金納仕候程之儀に御座候得共、実以村方百姓難渋に陥候故、百式拾八軒之家数日増に戸をメ村方退転之もの不少候に付、自然人少に相成御伝馬役のみ相嵩此儘成行候ては、一村潰退転は眼前之儀に付捨置候儀も難相成、村役人共心痛之余百姓一同再々応集会之上難渋之始末申談候処、眼前当村地先海面進退之証拠は、只今に至候ても浦々え之触役相勤居、其外難船流荷物等不意之災難出来候節は、古来より当村之掛りに御座候故格外臨時入用夥敷相掛り、其上漁船年貢上納仕来旁当村にて浦々之御役相勤罷在、且当村之漁業之儀は往古御免に被仰付置候場所之儀に御座候間、就ては往古に古復致し村内地先丈ヶ之漁業は外々より妨不致漁業無難に出来候ハ、百姓共年々御年貢上納并御伝馬役相続之儀も簡成に行届候哉と奉存候間、右願之通被仰付候上村方地先丈ヶ漁業 御免許之御鑑札頂戴被 仰付候様仕度、然ル上は当巳年より永久年々御益筋 御冥加永之儀は、相当之御上納被 仰付候様仕度奉

存候間、何卒格別之以 御慈悲前書治承年中御墨付頂戴以後虎之 御朱印大切に所持罷在候由緒之廉被為 聞召訳、当村地先丈ヶ海面之漁業御免許之 御鑑札頂戴、外浦方御運上之漁場並年々相当之 御冥加永御上納相成候様被 仰付被下置候へ、右助誼を以御年貢并御伝馬とも無難に永続相成、広太之 御仁恵と大小之百姓一同挙て難有仕合奉存候、以上

明治二巳年

大久保岩丸領分

相州足柄下郡岩村

役人并惣百姓物代

伴右衛門

組頭

差添人

庄右衛門

(岩 半田浩一氏蔵)

村の主たる生業が、石の産出とその商いに中心がある岩村。さらにその石材産業が幕府をはじめとし、小田原藩など諸藩の統制下にあったことを考えると、明治の激変は単に石商いが薄商いになるというような単純なものではなかった。生き残りをかけた岩村の漁業の復活は逼迫したものにな

らざるをえず、従来の願いが村民↓村役人(名主)↓御役所という従来の法にのっとった願い提出の常道では対応がはかれないまでになっていたといえる。明治元年の村民一同の相談と取り決めて、村役人に頼らず小前一同の総意をもって願い出る人物に伴右衛門・組頭庄右衛門を選出したことはそうした状況下での岩村の後に引けないようすを物語る。翌二年伴右衛門は長文の願いを提出することになる。それによれば、岩村と漁業とのかわりを、今を去る六九〇年前頼朝公以来のものであるといい、石商い減少と道中伝馬役の増加を理由に、「自村海面丈」の漁業の復権を願い出る。

第二節 鯛長縄漁

48 (年未詳) 十分一等真鶴請浦始めの覚

御拾分一請浦¹はじめ申候へ、小田原万町²こふず五郎左衛門ト申者夫より前ハ御さい銭と申候て村方より少し上納仕候、又長縄³受浦致ヲはじめ申候へ、三浦なかい村長⁴左衛門と申者又後にハ彦次郎共名ヲよび申候、右之者共不漁に付浦をあけわたし仕舞申候、又其後房州石小浦⁵と申所に、池田弥惣兵衛ト申者鯛長縄しやうばい致罷有之所、当浦不漁にてあき申候ヲきゝ及、又々鯛長縄十分共に請負仕候、後たい覚ため印置申候

(真鶴 平井敏正氏蔵)

1 請浦¹

藩が漁業権を設定して運上金を入札し、運上額の最高額落札者に漁業経営権を請け負わせる制度。したがって、

地元漁業者だけでなく他村・他国の者でも請け負うことができた。
2 小田原万町² 現小田原市浜町。古新宿・新宿の

西、東海道の通り町で南は相模湾に臨む。
3 長縄^{ながなわ} 延縄のこと。
4 三浦なかい村 現横須賀市長井町。
5 石小浦^{いしこうろ} 現千葉県安房郡富浦町。

看十分一運上請浦は、小田原万町こふず五郎左衛門という人物が最初であるという。当時、十分一運上金は、「さい銭」と称し納められていた。また、長縄運上請浦は、三浦郡長井村長左衛門(後、彦次郎ともいった)という人物が最初で、その後、安房国石小浦の池田弥惣兵衛が、真鶴浦の不漁で請浦するものがないことを聞き及び、鯛長縄・看十分一とともに請け負ったとある。この弥惣兵衛の鯛長縄請負年次については慶安年中との説があり、本文書の記述と相違する。

49 (一六六九) 寛文九年以降 鯛長縄運上金上納控

鯛長縄之儀御尋に付書付を以申上候御事

一、三年

(一六六九) 寛文九年西ノ九月より
同拾貳年子ノ五月迄

御運上金壹ヶ年に三拾兩宛

一、三年

(一六七五) 寛文拾貳年子ノ九月より
延宝三年卯ノ五月迄

右三年御浦差上ケ明キ罷有候

一、三年

延宝三年卯ノ九月より
同 六年午ノ五月迄

御運上金壹ケ年に三拾兩宛

一、三年

延宝六年午ノ九月より
天和元年酉ノ五月迄

御運上金壹ケ年に三拾兩宛

一、五年

天和元年酉ノ九月より
貞享元年寅ノ五月迄

御運上金一ケ年に貳拾五兩宛

一、五年

貞享元年寅ノ九月より
元禄四年未ノ五月迄

御運上金一ケ年に貳拾五兩宛

当 殿様え御証文指上御請仕候

一、五年

元禄四年未ノ九月より
同 九年子ノ五月迄

御運上金一ケ年に貳拾兩宛

一、五年

元禄九年子九月より
同 巳ノ五月迄

御運上金一ケ年に貳拾兩宛

年数ノ三拾壹年(元禄十二年)当卯ノ年迄

早川浦より伊豆境迄看十分一御請年数

一、三年

延宝七年未ノ正月より
天和元年酉ノ極月迄

御運上金一ケ年に四拾八兩宛

一、三年

天和元年戌ノ正月より
貞享元年子ノ極月迄

御運上金一ケ年に三拾貳兩宛

一、三年

貞享貳年丑ノ正月より
同 四年卯ノ極月迄

御運上金一ケ年に貳拾五兩宛

右之内貳年ハ当 殿様え御運上指上ケ申候

(後欠)

(横浜市 神奈川県立文化資料館蔵)

50

享保五年十二月(一七二〇) 池田弥惣兵衛小田原藩御菜肴請負

証文

御請申上御菜御運上之事

第2章 漁業の展開

一、新金²三拾六兩

丑・寅式ヶ年分

但シ沓ヶ年新金拾八兩宛

右は、石橋浦より伊豆境迄肴十分一來³丑正月より寅之十二月迄式ヶ年御請仕候所実正也、但シ御金上納之儀は毎年六月金九兩、十二月金九兩兩度に急度上納可仕候、如何様之損金仕候共、少も御訴訟ヶ間敷義不申上御請仕候、日限に無異儀上納可仕候、若遅々仕候ハ、請人え御懸り可被遊候、其上相滞候ハ、請人家屋鋪御取上可被成候、其節一言之御断申上間敷候、為後日仍如件

享保五年

泉州堺

請主

池田弥惣兵衛^⑩

子ノ十二月

小田原新宿町⁴

請人 米屋惣兵衛^⑩

地方御役所様

(横浜市 神奈川県立文化資料館蔵)

1御菜^{みさい} 領主の食膳用の魚。

2新金^{しんきん} 享保元年から元文元

年まで鑄造された享保小判金のこと、享保以前の鑄造にか

かる小判金に対して新金小判と俗称された。

3肴^{さかなじゆざんい}十分一

御菜として漁獲する魚の全量の十分一を運上金として納め

る。4小田原新宿町^{おだわらしんくまち} 現小田原市浜町二丁目・同四丁目。

稲葉氏時代の小田原城大手口変更で北に付け替えられた東海道に面して形成された新町。

51 享保^(一七三三)十八年九月 池田弥惣兵衛真鶴浦鯛長縄請負

証文

真鶴浦鯛繩御請証文之事

一、金三拾三兩分

丑年より辰年
但シ沓ヶ年拾沓兩宛

右は、真鶴浦鯛長縄丑ノ九月より五月迄、中年三年御請負仕候所実正に御座候、毎年五月金五兩式分ト兩度に、拾月金五兩二分ト急度上納可仕候

享保十八年丑九月

御請申上御菜御運上之事

一、金三拾六兩

丑寅式ヶ年分
但シ沓ヶ年拾八兩宛

右は、石橋浦より伊豆境迄肴十分一、丑ノ正月よりとら

之十二月迄弐ヶ年御請仕候処実正也、但シ御金上納可仕候、毎年六月金九兩ト、十二月金九兩兩度上納可仕候

享保五年

子十二月

(横浜市 神奈川県立文化資料館蔵)

52 元文四年十一月 池田弥惣兵衛運上場へ他船入り込

みにつき願

乍恐書付を以奉願上御事

私先年より長縄御受負仕御運上御上納仕候場所え、六年以前寅ノ年より小田原長縄船老・弐艘入込申候得共見のかし仕候処に、巳ノ年より大分に入込申候て、私長縄に相障り申候、先年より御受負之場所えハ一切入込不申処に、此間ハ大分に入込申候て長縄に相障り至極難儀仕候、ケ様猥り入込申候てハ、私御受負之場所不漁に罷成候得ハ、御運上金も出来兼可申哉と乍恐奉存候、入込不申候様に御威光を以被 仰付被下置候ハ、難有可奉存候、以上

泉州堺

元文四年末ノ十一月 願主 池田弥惣兵衛

□窪村

喜兵衛

西原文右衛門様

小倉陸右衛門様

(横浜市 神奈川県立文化資料館蔵)

弥惣兵衛の長縄は、鯛長縄といわれる延縄であり、その漁場は早川浦から伊豆山沖であった。この漁場へ享保十九年ころから小田原から長縄船が入り込み、その数を次第に増していった。当初弥惣兵衛は見過ごしていたが、請浦の運上金納入に障るとして密漁取り締まりを願ひ出た。

53 (年未詳) 池田与七郎江之浦村夜網請負願

乍恐書付を以奉願上候御事

江ノ浦村夜網¹当卯十一月迄御受負仕候処、三ヶ年に金弐分宛御上納仕候得共、近年不漁打続キ一向に御拾分一等も無御座甚難儀仕候、乍恐奉御願上候江ノ浦村夜網御受

負之儀ハ、辰ノ年より申之年迄五ヶ年に金二分にて御受
負仕度奉存候、何卒右之金子にて被仰付被下候ハ、難
有仕合に奉存候、以上

卯十二月

真鶴村鯛長縄

与七良

柴山郡兵衛様

矢崎徳左衛門様

(横浜市 神奈川県立文化資料館蔵)

1 夜網よなみ 夜間に使用する地引網。

江の浦村地先の海で行う夜網請浦に関する着十分一運上
を、三か年で十分一運上金二分を五か年で十分一運上金二分
にして請け負いたい旨の変更願が、本文書の内容である。夜
網については、元文年間の史料の中に刺網のひとつ「蛙夜網」
を岩村が所持するとある。

54 (二七九三)
寛政五年九月 池田与七郎鯛長縄漁運上金につき減

免願

乍恐以書付奉願候御事

一、私儀数年来鯛并諸魚長縄は迄御請負仕罷在難有仕合に
奉存候、去ル午ノ十月より来ル丑九月迄中年七ヶ年之
内百五両にて御請負仕候、老ヶ年に付金拾五両ツ、御
上納仕来申候、当丑年にて年限御座候、然ル処近年不
漁打続存外之不納仕奉恐入候、右に付奉申上候は先年
ハ江戸表問屋共方にて鯛老枚白木箱に入差遣申候得
は、老枚にて錢三貫七百文位之仕切に相成、殊に其砌
ハ錢直段四貫文位にて少々足シ錢仕候得は、金老両に
罷成申候、只今にて鯛老枚に付漸錢三百文欸貳百文位
之仕切に罷成誠以引合不申難渋仕候、且水揚之義老ヶ
年に漸金四・五拾両程之取上にて御座候処、其上海上
船入用諸色差引仕候得は、纔之義に付中々御運上相納
候手段難及当惑仕候、誠に不漁打続至て大困窮仕罷在
候、右に付鯛長縄御運上金拾五両にて只今迄御請負仕

来申候処、中々以右之御運上金にては、乍恐商売引合不申候間年々不納に罷成奉恐入候、何卒恐多キ御儀に御座候へハ、当丑十月より来ル申九月迄中年七ヶ年之内三拾五兩老ヶ年に金五兩にて御請負仕度奉願上候、右奉願上候通にて被為 仰付被下置候ハ、只今より主法立仕候て無滞御上納可仕候、右之趣被為 聞召訳之御憐愍之御慈悲を以私家永ク相統仕候様に奉願上候、右奉願上候通被為 仰付被下置候ハ、子孫永々難有仕合可奉存候、以上

寛政五癸丑年九月

与七郎

小兵衛

柴山郡兵衛様

増田兵八様

右与七郎御願申上候通被 仰付被下置候ハ、私迄も供々出情仕御上納可然と難有仕合可奉存候、以上

寛政五癸丑年九月

千度小路

証人 小兵衛

柴山郡兵衛様

増田兵八様

(小田原市 高野 肇氏藏)

鯛長繩請負の運上金は、天明六年から寛政五年の七か年で一〇五兩、一か年で一五兩納めることになっていた。一時、江戸表問屋へ鯛一枚が三貫七〇文くらい(當時の一兩は、錢四貫少々であった)の仕切り値段であったが、寛政期では鯛一枚の仕切り値段は二〇〇文から三〇〇文にしかならず、一か年間の水揚げによる利益も四、五十兩に減少し、加えて船にかかる諸費用を差し引くと、利益はわずかであった。そこで、今後七か年の運上金は、一か年五兩ずつ、三五兩で請負いたい旨の願書を出す。

55 (一七九四)
寛政六年五月 池田与七郎長繩漁運上金滞納に

つき願

差上申請負証文之事

一、私義五代已前与七郎已来数十年御領分之真鶴村に罷在、御憐愍を以鯛長繩其外魚事御菜御運上等御請負仕

候処、近年不漁并江戸表問屋仕切格別下直に相成候に付、段々身上困窮に相成候間、近年度々御運上金相滞候処、数拾年御領分罷在候者之儀に付、追々御用捨被仰付、殊に去ル戌年には御運上滞金七拾三兩貳分銀五匁之義は、家業相統之為御慈悲を以拾五年賦に被仰付候得共、右賦金も年割之通に御上納不仕、其上又々御運上金五拾八兩貳分銀八匁相滞候に付、去夏請浦御取上ケにも可相成処に、又候格別之御憐愍を以右御運上金滞之分去暮迄に三度に御上納可仕旨、万一相滞候においてハ、請浦御取上ケ可被遊候旨、去夏被仰渡候に付如何様に取悩急度御上納可仕筈之処、困窮之儀故金子調達出来兼、右五拾八兩貳分銀八匁之内、去暮迄に追々金三拾貳兩相納、殘金貳拾六兩貳分銀八匁上納不仕候に付、当春已来度々被召出厳敷御催促被遊候に付、色々相働キ見候得共一切金子才覺出来兼、今以御上納不仕候に付、去夏御規定取極候通請浦御取上ケ可被成旨、先達て被仰渡候間奉恐入当惑仕候、右不納金貳拾六兩貳分銀八匁急々調達之道相見へ候得は、不奉顧恐

ヲも猶又請浦御取上ケ御猶予之御憐愍ヲも奉願度奉存候得共、如何様に取悩候て急々金子調達之手段無御座候に付、斗方^(迄)に暮外聞実儀共残念至極心外之至に第一、数代御厚恩を以御当地罷在候処、今更国元へ罷帰り候手便も無御座、誠に住所給物にも差支可申と乍恐敷數奉存候得共、術計尽果候に付金子調達之儀国元え該事相調候迄住居之処御用捨被成下、金子調達之上不納金之儀も御上納仕、又候御請負も相願度心願にて不顧思召ヲ右之趣奉願上候処、右願之趣ハ御取上ケ難被成段被仰渡願書御下り被遊候上猶又被仰渡候は、来月頃より弥請浦御取上ケに相成候間、左様に相心得可申旨尤旧来御領分え罷在渡世仕候私儀故、近年度々不納金仕候得共、早々御憐愍被垂相統被仰付候処、右御憐愍ヲも不相弁又不納仕候に付、外々えも相障不束之至り被思召請浦御取上ケに相成候に付、家財漁具等売払候て不納金不足之分は如何様にも工面仕、早々相納候様被仰渡候得共、何分手段無御座候間不得止事、此上御慈悲奉願上候処請浦之儀は真鶴村へ被仰付候、私義ハ由

来も御座候て数代御当地え住居儀に付、格別の御憐愍を以当寅より来ル辰年迄三ヶ年村方へ住居被仰付に付、漁事手伝等仕りケ成にも取続可罷在と冥加至極難有仕合奉存候、然ル上は不納金都合金百何程何両之儀は、此上猶又出情仕何卒成たけ早く上納仕度、尤右不納金之儀真鶴村へ罷在候内は、年々金貳兩ツ、真鶴村と対談仕候て急度御上納可仕候、為後日御請証文仍如件

寛政六甲寅年五月

与七郎

地方御役所様

右与七郎儀三年村方住居被仰付難有奉存候、然上は不納金上納之儀、伴々世話仕并年々貳兩ツ、不納金調達返上納之儀急度御上納為仕可申候、与七郎村方へ罷在候内は如何様之儀御座候共、私共引請少も御上様へ御世話奉懸間敷、仍奥印仕奉差上候、以上

寛政六甲寅五月

真鶴役人

地方御役所様

(小田原市 高野 肇氏藏)

前文書からもわかるように、寛政期に入ると不漁や江戸表問屋の鯛仕切り値段の下落から、与七郎の請負運上金の滞納が表面化する。延滞金は、寛政二年で七三兩二分となり五ヶ年賦上納を認められるが、この年賦金についても年割りに納めることができないうえ、さらに新たに五八兩余の滞り金が出る。こうしたことから、寛政五年の夏には請浦取り上げを命じられるが、延滞金を暮れまでに三度に分け納めることで延引となる。しかし、金の調達ができず、寛政六年春には請浦取り上げが決定する。同年六月請浦は取り上げられ、その権利は真鶴村に命じられる。その間、与七郎は漁事手伝いとして寛政六年から八年までの三ヶ年間の真鶴村居住が認められ、不納金返済については年二兩ずつ上納することになる。

56

(一七五五)
宝暦五年十一月

生魚荷物差送り方再開につき証文

為取替証文之事

一、貴殿・我等義古来より旅人問屋にて生魚荷物送来候処、近年御互に疎遠に罷成染々不致候に付、此度貴殿

御親類中丸屋又兵衛と申仁御出被成、御対談之上致和談古来之通御互に可致御懇意段及熟談候処相違無御座候、尤付越荷物之儀も古来より申合御請負致罷在候義に御座候得は、御請負証文差上置候通生魚荷物我等方より相改貴殿方え付送り申義弥入念可申候、勿論自今永々可致熟懇に段申合候処相違無御座候、為後証為取替証文仍て如件

宝暦五年

亥十一月

江戸本船町

相易真鶴浦

池田弥三兵衛

嶋津屋四郎兵衛殿

(横浜市 神奈川県立文化資料館蔵)

本文書からは、弥惣(三)兵衛と江戸商人島津屋四郎兵衛のつながりを知ることができる。一時中断していた両者の関係が再開する際の申し合わせを記したものである。真鶴の海で捕れた魚は、小田原をはじめとして、大消費地である江戸へも「生魚荷物」として江戸肴問屋を通して売りさばかれる。捕る者とそれを販売する者とは、それぞれを請け負うこ

とにより持ちつ持たれつの関係が、さらには江戸商人と結びつくことにより、船・網その他の船道具の資金を容易に調達するみちを開くことができた。

57 享和三年十二月 与七郎真鶴浦鯛長縄につき願

御尋に付奉申上候書付之事

一、私先祖弥三兵衛義泉州界少林寺町¹ノ者に御座候処に御入国以来房州石小浦²え納屋相立鯛長縄商売其所之生魚等買取渡世仕、夫より真鶴浦鯛長縄御請負伊豆国川津之内しよぶ沢と申処にて鯛長縄仕、同国湊付にて鯛長縄仕、夫より浦々之生肴等買取江戸廻シ仕渡世致御膳御用之御間かけ不申候様仕来候処に、右御法度に相成海上三拾六里大廻りと相成、三崎を廻り申候義に御座候得は、風雨之節船通リ兼生魚之義船乗をくれ魚くさり候てハ、御膳御間もかけ商売荷物等捨り申候事にて甚難儀至極仕候に付、私先祖四代目に陸付越シ之義御願申上候処に、願之通享保六丑之二月朔日に初て御免被成下置候て御法度成岡付越シ先年之通仕来り申

候、其節 御奉行所様之義ハ堀隠岐守様³にて御座候、岡付印鑑問屋江戸本船丁嶋津屋四郎兵衛願人相州真鶴⁴弥三兵衛今以浦賀 御奉行様御代り之節ハ、先年之通り御願申上候ヘハ御免被成下、則書付証文等差上候義に御座候、此度御尋に付奉申上候、左様成義に御座候ヘハ其節外ニ鯛長縄商売仕候者無御座候故私御受負之内、石橋浦より伊豆境迄鯛長縄并紛敷船等入込不申候様被 仰付被下置候相場に御座候得共、近年小田原漁師共入込候義は不漁故私不勝に付、卯年より未年迄五ヶ年村受負に相成、其節より壹・貳艘ツ、入込候得共村方御受負之義に御座候ヘハ、差留メ申候義も相成不申打捨置候処に、只今に至り申候ヘハ漁師共心得違にて入合之様に存、差留メに船さし遣申候ても法外計り申入、私方及不申候故無是非三ヶ年以來御願申上候処に、与七受負之場所え入込不申候様、当浦 御上様より被仰付候、鯛長縄紛鋪義仕間鋪段千度小路・小新宿⁵より御書付等迄御上様え差上、私え御書付写等被下置頂戴仕罷在候、其節ハ長縄船入込不申候義に御座候得

共、又候去年来より度々入込さし留候ても不法計り申入、中々私力に及不申無是非御願申上候、何卒御願之通御差留被成置候ヘ、難有仕合に奉存候、右御尋に付奉申上候、以上

享和三癸亥年十二月

真鶴村鯛長縄

与七郎

松熊栄左衛門様

堀部左六様

瀬戸喜三太様

(横浜市 神奈川県立文化資料館蔵)

1 泉州堺少林寺町^{せしゆうさかいしやうりんじまち}

現大阪府堺市少林寺町東一丁・少林寺

町西一丁。

2 房州石小浦^{ぼうしゅういしこり}

現千葉県安房郡富浦町。

3 堀

隠岐守^{おきのかみ}

堀利雄

初代浦賀奉行。

4 江戸本船丁^{えどほんふねまち} 現東

京都中央区日本橋。

5 千度小路^{せんどこうじ}

現小田原市本町三丁目。

東海道に並行町、古くは船方村といった。小田原城下の漁業・回船業。魚商の拠点。6 小新宿^{こしんじゅく} 古新宿に同じ、現小田

原市浜町四丁目。千度小路同様漁業・回船業の拠点。

58 文化十二年十二月 与七郎御菜御運上請浦願

乍恐以書付奉願上候御事

私儀数代奉蒙 御厚恩、泉州界より寛文年中稲葉丹後守様御代より当 御代迄真鶴村え住宅被□□、鯛長縄并御菜御運上之儀石橋浦より伊豆山境迄数年御請負被 仰付冥加至極難有仕合に奉存候、然ル処連々不漁打続必至と困窮仕罷在候処、猶又去ル西年より御菜御運上御請浦被 召上奉恐入候、尤鯛長縄漁之儀は当年迄引続御請浦被 仰付旧来御厚恩之御儀と冥加至極難有仕合奉存候、然ル処此節に相成候ては不漁打続必至と困窮相嵩家業相続も相成兼難儀仕、今更国元え罷歸り候儀も先祖え対シ申訳無御座候十方暮罷在難儀至極仕候、何卒右之段被為訳 御聞召旧来御請浦被 仰付候通御菜御運上之儀数代私え被 仰付候通偏に大御慈悲之程奉願上候、右御請負金高之儀来子年より来ル西年迄壹ヶ年金四拾貳兩貳歩、拾ヶ年に金四百貳拾五兩にて御請負仕度奉願上候、尤御冥加¹外に金三兩宛年々御上納仕度は又奉願上候、寛文年

中より数代御請負被 仰付、則別紙写書を以奉申上候通永ク御請負相続仕候儀何卒右之段御賢察被成下置、右奉願上候通御菜御運上之儀来子年より御請負被 仰付被下置候へ、私儀永ク相続仕重々御厚恩之御慈悲と冥加至極難有仕合に可奉存候、以上

真鶴浦

鯛長縄

文化十二乙亥年十二月

与七郎

村上磐次郎様

鈴木莊兵衛様

小野市太郎様

(横浜市 神奈川県立文化資料館蔵)

1 冥加^{みょうが} 江戸時代の雑税。商・工・漁業にわたる各種営業に課せられた。運上のように一定の税率がなく、営業を藩などから公認保護されたことに対する献金の性格をもつ。

与七郎請負の鯛長縄が、寛政七年から十一年までの五か年間差し止められ、真鶴村請負となるのは寛政六年である。本文書によると、その後、鯛長縄は再び与七郎に命じられてい

るようであるが、文化十年（一八一三）、与七郎の持つ御菜に関する請浦が召し上げとなる。与七郎は文化十年、召し上げとなった御菜請浦を一〇か年に金二五兩の連上金と、さらに連上金のほか冥加金を三兩添えることで再び願ひ出る。

59 借入金返済につき請浦支配証文
（八四八）
嘉永元年五月

入置申別紙証文之事

一、金百五拾兩は 但通入金也

右は去ル巳年十月中、本書証文之通鯛網造立并に長縄仕入致取揚候諸魚一ト手に差送り可申対談にて、前書之金子借用申処実正也、然ル処其後漁業薄ク岡附送りにて雑用多分相懸り引合兼、無抛小田原にて売捌キ貴殿方え差送り不申候に付、（弘化四年）去ル末年九月中御懸ヶ合之上当村次八殿方へ引合以来取揚候諸魚一ト手に同人え相渡し、貴殿方え差送り可申対談にて日延頼入候処、是亦相違致し今般般數御懸ヶ合ヲ受一言之儀も無之、既に出訴も可相成一条に付扱人立入段々詫入候趣意は、兼て本書証文に有之候通相州足柄下郡仏石沖より伊豆山境沖迄鯛長縄諸魚

之儀は、我等先祖より御運上奉差上御請負浦にて、我等仕入船に限り外鯛網長縄漁は領主表より御停止被仰付罷在、我等漁業場所に御座候に付、手船は不及申地船・旅船共我等方にて不残買揚来候処、近年元手薄に罷成買揚方行届キ兼候に付、貴殿方え不残御支配相頼、為口銭と一ヶ年金拾兩宛に相定前書金高相济候迄、当申年五月より来ル亥年五月迄都合拾五ヶ年之間貴殿方にて御勝手次第御買揚御支配可被下候、尤我等手船六艘之儀は御除キ被下、我等方にて支配仕右之内にて御運上奉差上、余分を以我等暮方仕候対談を以詫入候処、格別之御勘弁を以御聞濟御支配被下候段忝存候、然ル上は以来我等手船六艘之外旅船は不及申地船たり共、我等方にて一切買揚支配等致申間敷候、且亦我等手船之者共我假勝手假漁業為致申間敷候、別て前段御恩借之儀に付以来聊にても相違致候ハ、年限中にても元金返済致其上何様に御申立被成候共一言之儀も無御座候、都て諸親類は不及申横合より違乱申者一切無之候、若万一心得違にて故障申者御座候ハ、加判之者罷出引請相濟貴殿え聊御苦勞相懸ヶ

中間敷、尤年限相立候へ、諸証文不残相添御戻し可被下候、為後日右年限中譲渡申証文之事、仍て如件

相州足柄下郡真鶴村

嘉永元年申五月

譲渡人 池田 与七郎

同所同村

親類縁者

証人 与市郎

同所同村

取扱人 孫右衛門

住吉屋

忠兵衛殿

鷺屋

弥兵衛殿

(横浜市 神奈川県立文化資料館蔵)

与七郎は弘化二年十月、鯛網製造と長網の仕入れにかかる金子の調達を、請浦で捕れる魚を一手に送ることで、住吉屋忠兵衛・鷺屋弥兵衛両問屋より一五〇両を借用する。しかし、魚が薄いことを理由に両問屋へ送らず、小田原で売りさばっていた。こうしたことが問題となり弘化四年九月、真鶴

村次八を介し両問屋へ送るよう対談したが、再び行き違いにより両問屋へ魚は送られず、両問屋の出訴が表面化した。与七郎は両問屋へ詫びを入れることで当面を乗り切ろうとする。その条件は、請浦での漁獲物を両問屋ですべて買い上げ、その際の口銭を借入金返済にあてる。両問屋の請浦での魚の買い上げは、借入金の返済が済むまで勝手次第とする。与七郎手船六艘の漁獲物は、両問屋の請浦での魚買い上げから除外する。与七郎は、外船の漁獲物を買い上げない。さらに、与七郎手船の漁は、勝手ままには行わないというものであった。

漁村と江戸魚問屋との関係は、漁師が江戸魚問屋をバックに運上を請け負うか、または直接江戸問屋が入札によって権利を得、漁獲物を納めることなどを通し普段から密接な関係にあったといえる。さらに、与七郎のように網の製造、諸道具の仕入れにかかる諸費用を江戸問屋から調達した関係から、漁獲物を江戸問屋へ送らざるを得ない場合もあった。本文書は、江戸問屋の進出を示す史料である。

60

〔八六五〕
慶応元年九月

船道具および漁船大破につき金子

借用願

乍恐以書付奉願上候御事

一、私御請負仕候鯛長縄之義は、慶安年中より永々家業相
続仕難有仕合奉存候処、近年不漁打続皆無同様之不漁
にて諸道具は勿論漁船迄大破に及候得共、右之仕合に
て取繕義も主段無御座必至と困窮仕候に付、江戸問屋
(マヤ)

共え荷物等差送候義も不相成、左候得は仕入金等は少
しも用立不申、且又他借致度と心当テ仕候得共、村内
辻も同様之不景氣にて是又相弁不申、誠に以日々之相
続にも差支無抛恐を不顧奉恐入候得共、金百両十ヶ年
賦御拜借奉願上候、右御金ヲ以諸道具取繕早々漁業出
精仕家内一同旧来奉蒙 御厚恩候義何共莫太之仕合
と 乍恐奉存候、何卒格別之以 御慈悲ヲ御聞濟被下
置候様偏に奉願上候、右奉願上候通被仰付被下置候ハ
、冥加至極難有仕合奉存候、以上

慶応元乙丑年九月

真鶴村

鯛長縄

与 七 郎

河野角左衛門様

久津間 庄 輔様

右與七郎奉願上候通相違無御座候に付、御拝借金被為
仰付被下置候様私共一同奉願上候、尤御年賦御上納之節
相滞候ハ、私共より無相違御上納可仕候、以上

慶応元乙丑年九月

真鶴村

役人 連 印

河野角左衛門様

久津間 庄 輔様

(小田原市 高野 肇氏藏)

寛政期に營業不振の極に達する与七郎であるが、以後も不
漁等によりその營業は好転したようには見えない。嘉永期に
は、網の製造や諸道具の費用などについても漁獲物を一手に
江戸回しすることで江戸魚問屋から多額の借財をしている。
本文書では、さらに不漁が続くことから、諸道具のみならず
漁船までが大破となり、取り繕うにもかなわぬまで逼迫した

状況にあった。他借もおぼつかず、村内も与七郎同様の不景気であるという。そこで与七郎は、小田原藩に対し一〇〇両、一〇か年賦拝借を願うことになる。その際、願いに真鶴村役人一同の奥書を得る。与七郎と真鶴村との関係を知らう。えで興味深い内容になっている。

61

(一八六五)
慶応元年

与七郎請浦下請につき一札

差入申請浦一札之事

一、鯛長縄之義は早川仏石より伊豆山境迄貴殿御請浦に御座候処、私共漁業手薄之場所に御座候間、右御浦之内真鶴笠嶋沖より伊豆山境迄、来ル丑年より戌年迄拾ヶ年之間長縄漁業下請仕度段御願申入候処御聞濟被下忝奉存候、然ル上ハ御運上之義ハ、老か年金三両つゝに相定メ当金拾五両御渡し申候、残金之義ハ五か年相返候、来ル午年より年々八月十五日限金三両つゝ無滞御渡し可申候、尤笠嶋沖より伊豆山境迄之内貴殿御手漁業之義ハ入会に可被成候、右様規定取極メ申候上は御

互違変仕間鋪候、若亦心得違之義御座候ハ、右浦早々御引上被成候共其御一言之義申上間鋪候、為後日一札差入申候、依て如件

慶応元乙丑年

福浦村請主惣代

利右衛門^印

太郎兵衛^印

鯛長縄

與七郎殿

(横浜市 神奈川県立文化資料館蔵)

与七郎請負の請浦は、早川仏石から伊豆山境までである。その請浦の一部、真鶴笠嶋沖から伊豆山境の請浦を、慶応元年から明治七年までの一〇か年間、利右衛門・太郎兵衛兩人を総代とする福浦村へ下請けさせることに同意した文書である。その条件は、この下請けの請浦運上金を一か年金三両と定め、まず一五両を納め、残金については明治三年から五か年で三両ずつを納める。さらに、福浦村が下請けした請浦での与七郎手船の漁は、福浦村との入会いすること、の二つが条件とされた。与七郎の営業不振は、江戸魚問屋からの借

用、小田原藩からの拝借、さらに請浦の権利を他村の一部ではあるが渡すところまできている。

62 (八六九)
明治二年三月 王政御一新につき与七郎漁業株

存続願

乍恐以書付奉歎願候

御領分真鶴村鯛長繩與七郎奉申上候、私儀是迄数代之間御看 御用被 仰付永々無滞相勤則御用宿にも相成候其
余徳ヲ以相統罷在候処、今般王政 御一新に付、浦々漁業之者一同に何成共勝手次第毎々漁業渡世致候様被 仰出奉畏候、然ル処私漁業之儀は、兼て奉申上置候通由諸在之余才に無御座、私のみ之漁業株に相成候、唯今に至り同漁業外々にて被致候ては、必至と渡世向に差支行々は滅亡之素実以歎ケ敷義に付、是迄之 御用ヲも無滞相勤候廉ヲ思召、何卒私漁業之儀外々にては差控呉候様厚以 御慈悲被 仰諭被成下置候様幾重にも奉願上候、右奉願上候通 御聞濟被成下置候得は、子々孫々迄難有仕合奉存候、以上

明治二己巳年三月

真鶴村

鯛長繩

与七郎

久津間庄輔様

内田栄左衛門様

(横浜市 神奈川県立文化資料館蔵)

63 (八六九)
明治二年十二月 与七郎鯛・諸魚長繩五か年請浦願

乍恐以書付奉願上候

私儀旧来御厚恩ヲ以石橋村仏石より伊豆山境迄鯛并諸魚長繩数年御受負被 仰付家業相統仕難有仕合奉存候、然ル処当已年限に相成候に付尚又奉願上候、是迄御受負仕候迄ケ年金七両にて来午年より来ル戌年迄五ケ年間御受継被 仰付被下置候様奉願上候処、当御時節柄御趣意之義被仰聞増金仕候段厚御利解之儀は御尤至極奉存候、右に付種々勘考仕候得共、近年汐行悪敷不漁勝に有之何分増金等出来兼候に付、御受負之義は是迄之通金七両ツ、に被 仰付被下置候様奉願上候、依てハ御時節柄之儀に付厚御利解之趣御尤奉存候間、諸受負高之外為冥加右年

眼中年々金苞兩ツ、御上納可仕之処、尚又当御時節柄御主意之趣厚相弁候様御利解に付、右冥加金之内に金貳兩ツ、相増五ヶ年之間、年々金苞兩貳分ツ、為冥加御上納可仕候間、右奉願上候通被 仰付被下置候ハ、家業相続仕難有仕合奉存候、以上

明治二年己巳年十二月

真鶴村

鯛長繩
与七郎^⑧

内田永左衛門様

松本弥太郎様

(横浜市 神奈川県立文化資料館蔵)

64
明治三年十一月 大和屋祐五郎諸魚長繩株引持願に
(一八七〇)

つき与七郎願

乍恐以書付奉申上候

私先祖與三兵衛儀數年來 御上様之蒙御厚恩諸魚長繩漁業にて相続罷在候処、此度東京小田原町大和屋祐五郎と申者諸魚長繩株引持度了簡を以 御上様え願書差上候儀に付、右始末御尋に付乍恐奉申上候、先祖与三兵衛儀は

泉州堺新在家町¹之者に相違無御座候、慶長年中に房州石小浦え罷下り近浦漁師共え元々致し渡世仕居候得共、寛永之度御支配真鶴村漁業場宜敷見請候に付拝借地奉願上右場所え納屋出来、夫より海底之様子相尋諸漁長繩発起仕御運上金御上納仕候て、毎年九月に至り泉州より下り翌年五月に相成同州本家え立歸り候仕来に御座候処、七拾年已前寛政度不漁打続至極難渋之場合に至り、本家泉州え罷歸り候儀相成兼、無拋妻を呼住居と相定其節国元旦那寺より福浦村了善寺へ仮旦那相願是迄家業相続罷在難有仕合奉存候、然ル処眼病に付塩海村²え療治に出居候処、当十月上旬小田原町大和屋祐五郎分家與三兵衛、当節は相互に困窮致候に付、両家共繁榮に家業相成候手段を以御懸合罷出候と被申聞、私返答致候は御互に家名之相立候儀は結構成事に御座候得共、先祖与三兵衛儀は泉州界において池田與三兵衛と申者七拾年已前迄は国元え往来仕候得共、東京え縁類等ハ無之、又本家・別家も一切無之何を証拠に申聞候哉と相尋候処、一言之申訳も不相立不都合之事共申聞候得は、自今長繩専らに相成候様

可致趣大和屋祐五郎被申聞、私義は永年不漁打続大借相
嵩其上病災打続方今両眼盲候程之大病相煩途方に暮罷在
候折柄に付、譬え縁類之者には無御座候得共、家業相続
之義厚心配致呉候得は、家名も相立候儀と悦罷在候処、
其後一向に欠合等不仕直に 御上様え以願書奉掛御苦勞
意外之義にて奉恐入候、私先祖与三兵衛儀は大和屋祐五
郎目代抔申儀は偽御座候、且又村方之者え長繩職猥に不
為仕趣大和屋祐五郎奉申上候義も全偽に御座候、村内に
ても四・五艘宛は漁業仕、外には長繩職手馴不申故外漁
仕候に付、無抛三浦・鎌倉辺之船を呼漁業仕候事に御座
候、右出所も不相分大和屋祐五郎長繩之儀彼是奉申儀は
決て有之間敷義と奉存候、此段御尋に付弁書ヲ以奉申上
候、乍恐 御憐愍之御慈悲ヲ以大和屋祐五郎え仰聞、是
迄之通私え仰付被下置候ハ、難有仕合奉存候、此段幾重
にも御歎願奉申上候、以上

明治三庚午年十一月

真鶴村

諸漁長繩

与七郎

民政

御役所

前書之趣諸漁長繩与七郎奉申上候通相違無御座候、依之
奥印仕乍恐奉差上候、以上

明治三庚午十一月

真鶴村

名主

左次兵衛

組頭

菊三郎

同

左太五郎

同

甚三郎

同

定治郎

百姓代

惣次郎

同

良右衛門

民政
御役所

(小田原市 高野 肇氏蔵)

1 泉州堺新在家町

現大阪府堺市新在家東一丁、新在家西

一丁。

2 塩海村

現中郡二宮村塩海。

第三節 鰯網漁

65 (年未詳) 田広与次兵衛尻掛浦鰯網由来記

夫れ往古尻掛浦開発 元祖藤玄公 は俗称与次兵衛と号す、南紀海上郡大崎村之住也、出所は同国広郷之人なり、然所に大崎村に彦右衛門と言へる者あり、一子無之事を歎きけるが幸にして藤玄公を養子とす、相次実子屯人出生せり名をまた彦右衛門と号す肯に藤玄公思召けるは、実子有之上は我れ此家を統べき道にあらず、依之親跡は実子に続しめ給ふ、然に養父大船を持てり、依て自ヲ船長と成て乗之、為商売諸国を遊行す、然るに江戸へ下向之思ひを成し大船に乗し江都へ下り給ふ、然ルに相陽之灘に懸り順風不任心に折節北風逆浪越、依之暫時相州真名鶴之浦に錠を下し順風を待に日有り、逗留の永きを患ひ給ひ陸に上り山野を遊行す、折節三月春向之暖気朗なり、海岸に臨み給ふに諸魚多し、中にも鰯魚群を成し磯部を伝ひ南を差して遊行す、時に玄公見付け給ひ、

是ヲ網して取得は末代の渡世安かりなと思ふ事能心に萌し給ふ、仍て心中にたくわへ本国に帰帆有テ在国の間心を遠国ノ尻掛の浦に運び給ひ種々の方便に肺肝を苦しめ玉ふ、止む事を得ずして又真名鶴の浦に下り、尻掛の浦を拵らへ名て尻懸浦と号す、時之領主は於小田原に稲葉丹後守様御代にて寛永十四丑之年なり、夫より歴代相續て渡世之場所となれり、将又尻掛近隣之山畑山林を価を以て買調へ、年々歳々の貢は地頭え納メ、猶又尻掛浦歴代之網主不足を調へ闕たるを補ひ、尻掛浦浪除ケ石垣等は自分之入用ヲ以山を切す土砂を運び拵立、運上貢は小田原城主え差出シ、時に小田原城主は時世によつて御替り雖有之、先規之通り替る事なし、勿論運上金之増減は時之漁事多少によつて替りあり、併浦開発之本主たる上は外より雖望む他へ渡べき浦にあらず、然謂は古代稲葉丹後守様御代に古与次兵衛より三代目与次兵衛小田原御役所え 被召出、御家老田辺権太夫様を以被為 仰下候は、鰯網場所之義は新田明田開発同前にて本主与次兵衛と被 仰下候、将又浦方浮所務之義は 御廻替へ御引

渡し御目錄に乗せ不申事に候、其方鰯網場所之義は明田
同前之開発人に候得は、此度御引渡し御目錄に乗せ候て
相渡し候、左様相心得候様被 仰下候、仍之代々御請負
御証文に宛名は 郡奉行所様と相認め来り候、然々より
以来歴代之網主子々孫々相次是を相統す、代々時之網主
之心に依て於近郷隣在え田畑山林を求メ添へ尻掛所持之
分限は末代に至るまで不替、為伝永代無尽蔵に録す

(真鶴 田廣義一氏蔵「田廣家筆写史料」)

66 (二七〇) 元禄十五年 船網諸道具等歳数覚記

(表紙) 元禄十五年

船網諸道具等歳数覚記

午 正月 日

一、元禄八亥年四月中旬に本船作ル也 大工八右衛門

一、元禄七戌歳網船春ル作ル也 同人

一、元禄七戌年大押送り船春ル作ル也 江戸小網町にて

一、元禄七戌年十月中に地とより船計二番船作ル也

大工八右衛門

一、元禄十壹寅年十二月中にかと船作ル大工 八右衛門 権三郎

一、元禄十貳末年春ノ内おきとより船おきノ三番船作ル也

一、元禄拾壹戌寅年 春小押送船江戸にて作ル也

三浦鎧磨使魚之覚

一、貳本 三ヶ浦名主平十郎 一、壹本 鎧磨年寄与左衛門

一、同 同 徳兵衛 一、壹本 田越村名主与兵衛

一、同 真名瀬村 一、同 同村名主三郎兵衛

名主八兵衛

一、壹本 同村年寄久右衛門 一、同 同村毘船置申所

九左衛門

一、同 三ヶ浦年寄次郎兵衛

一、拾貳本也

一、元禄壬午拾五年正月に柏木□天満作り申候以上

(伝馬)

大工 久作

一、元禄拾五壬午三月 御日待之餅方々遣申を爰に書留置

也

小餅五ツ

白米貳升

第2章 漁業の展開

行者伊徳院え

錢貳百文

御鏡餅壹ツ

広さ九寸

真鶴村分

福浦分

餅 拾壹 権右衛門 三ツ 八右衛門 五ツ 九右衛門

同 五ツ 甚左衛門 同 権三郎 同 八郎兵衛

同 清左衛門 同 伝左衛門 三ツ 五兵衛殿

同 忠三郎 同 六郎兵衛 同 利右衛門

三ツ 伊左衛門 同 三藏母 同 武太夫

同 長十郎 〆真鶴分十六人 同 弥五兵衛

同 平兵衛 同 重左衛門

同 与兵衛 〆七人

同 安左衛門

同 甚右衛門 外に五ツ よしはま

同 安兵衛 彦左衛門

〆元禄拾五壬午年九月廿五日に七郎左衛門林松木不殘切

申候、以上

〆元禄十四巳年五月に籠名屋作り申候、以上

〆元禄十五年午十二月に網船・押送り式艘之二番釘ぬき

申候、以上

四番船ノ天満も釘ぬき申候、以上

御添状之事

〆元禄十五年ひかい吉兵衛老人有 未六月十三日に御

中屋敷御長面をけし申候、以上

中屋敷之御長面に午ノ二月廿六日と有

〆同年号十六年下り人与次兵衛・瀬十郎・治兵衛・喜兵

衛四人に中屋敷御長面未ノ二月十二日有

未十一月十三日に御中屋敷御長面をけし申候

残り与次兵衛・瀬十郎 式人有

申ノ十一月八日にけし申候

久村甚之右衛門

久□□□

久□□□

当所木村岡右衛門様

〆同年号十六年未五月名□ふきかへいたし候、以上

〆元禄十七年江戸紀州御中屋敷御長面付申日限人数之覚

与兵衛・吉兵衛・次郎・左次兵衛四人御長面に着有、

右之年号 申三月二日に着、則判形ハ与兵衛判也

右之御長面申ノ十一月八日にけし申候内に残り人与兵衛吉兵衛式人有

一、宝永元年酉四月十一日に江戸御中屋敷御長面に与次兵衛・瀬十郎・次兵衛三人着申候、則判形ハ与次兵衛判也

右御長面之内、瀬十郎老人ヲけし残て与次兵衛・次兵衛式人有

酉ノ十二月七日

右之長面之内残人与次兵衛・次兵衛式人戌十二月十六日にけす

一、元禄十五年十一月におじり船作り直シ、四番船釘不残ぬきかへ申候、以上 前にも有

一、元禄十五年、前にも有大押送り船釘ぬきかへ敷入かへ申候、以上

一、元禄十六年本船かき立不残致かゆる也

一、元禄十七甲申年二月十四日に角船作り出る

六年より宝永元年に替

一、宝永元年申年六月下旬おきのとゝり釘不残ぬきかゆる

一、宝永元年申年六月下旬二番船釘不残ぬき替ル

一、宝永元年申年かくらさんのろくろ四月中旬 拵ル

一、宝永元年申年四月中旬に湯風呂家拵 大工八右衛門 大工八右衛門

一、宝永元年申年極月に小押送二番釘貫替ル也

榎戸使魚之覚

一、式本 平田安左衛門 一、式本 同所御代官

一、同 平田重郎兵衛 一、同 石渡忠左衛門

一、同 平田源七 一、拾本也

宝永元年乙酉但シ榎戸に本船ヲ囲故に如此候

一、宝永元年乙酉年尻掛ケ名家新作ス

一、宝永元年酉ノ十二月 小肴御十分一季長にて則老ケ年に金式両宛増シ、来ル戌年より虎之年迄五年之間、弥

三兵衛老ケ年に御連上金三拾式両宛にて御請負仕ル、殊に鯛永縄之義ハ来年五月御証文定申答也、則御連上

金式拾式両宛也

一、宝永元年申九月 松平儀太夫様 尻掛ケ名屋え御腰ヲ

被為 掛首尾能与次兵衛御目見仕り、殊に金五拾疋頂

戴仕候、以上

一、宝永貳乙酉年四月 小田原御城御番所え与次兵衛召被

出、殊に御殿中御連座御目見御免被為成候、此時ハ大

久保隠岐守様より金子五百疋頂戴仕候、以上

一、元禄拾五壬午歳 柏木天満 大工久作作り候、正月中

に出来仕候、以上 皆楠木也

一、宝永貳乙酉年十一月より同極月迄に大尻船ト地之当取

船ト四番天満ト三艘 大工伊惣兵衛作ル也

一、宝永三丙戌年 江戸御中屋敷御会所長面に与兵衛・吉

兵衛・権三郎三人同年三月五日御長面に着、此時より

判形名々に被仰付、与兵衛ハ主之判を押、吉兵衛ハ吉

兵衛判、権三郎も主判

右三人なから名々に主々之判を押申候、以上

江戸御中屋敷御会所御奉行之御名ハ

浅井忠八様

国本郡御奉行様

久世 助 八

同

久村甚之右衛門

右長面同戊十二月廿四日に御断申上候、三人共に御長面
けし申候、以上

一、宝永四年亥三月廿三日に江戸御中屋敷御長面に与次兵

衛・瀬十郎・治兵衛三人着、則判形ハ名々之判也

御会所御役人

寒川弥五太夫様 岩橋幾右衛門

久村甚之右衛門

一、宝永四年丁亥四月 留船天満古板にて大工伊惣兵衛作

ル

一、宝永四年丁亥九月上旬に鯉暑籠式組籠屋吉郎兵衛作ル

一、宝永四年亥十一月ト十二月両月におきの三番船ト地ノ

三番船ト式艘 磯兵衛作ル

一、宝永五年子壬正月 乗口床ノ立柱式本横木共に拵申

候、以上

一、宝永^(五年)二月廿四日 江戸御中屋敷御長面に与平次・吉

兵衛・左次兵衛三人着、判形ハ名々ノ判也

御会所御奉行

寒川弥五太夫様 国本御郡御奉行

夏目金兵衛

一、宝永五年子三月十三日 熱海村松平玄番頭様え御機嫌

旨に与次兵衛参上仕、金子百足頂戴仕候

松平玄番頭様御家中御家老

落合八兵衛様

御用人

松川新助様

同断

山本利左衛門様

御取次衆

三好権六様

一、宝永五年子二月丁の立にて明神丸作ル、同年子五月十

二日下ス

此時右ノ天満船も新船作ル

真鶴村大工

磯兵衛

一、清重郎・文四郎・清兵衛・長兵衛四人江戸御中御屋敷

御長面付、丑三月十五日長面に各々面々判形にて御座

候、以上

丑三月廿日

老人なり

本間五兵衛様

夏目金兵衛

岩橋幾右衛門

紀州中屋敷帳覚書

一、与次兵衛・次兵衛・吉兵衛・左次兵衛四人寅二月十三
日に御長面に泊り申候、以上

岩橋幾右衛門

夏目金兵衛

御会所奉行 本間五兵衛様

一、宝永六年己丑五月に籠なやヲ仕候 大工ハ吉浜八兵衛
也

一、宝永六年丑極月に向なや作 大工八兵衛

一、同月に角船作 大工八右衛門

一、宝永七年寅十一月小天満作 甚兵衛 善八

一、宝永八年卯正月より三月迄おきのとより四はん船中天

満三艘いたし候

一、宝永七卯年十二月 地とより式はん釘抜き替ル

一、宝永八年卯四月十日に中屋敷帳面に瀬十郎・文四郎・

清兵衛三人付人判也

御会所御奉行

嶋田太右衛門殿

夏目金兵衛
岩橋幾右衛門

中屋敷御長面に付申人

与次兵衛・次兵衛・吉兵衛・長兵衛四人

右は五月九日に御長面に付申候、判形ハ人判也

辰五月九日

岩橋幾右衛門

夏目金兵衛

御会所御奉行

浅井忠八殿

右之通 巳十一月八日に三人けし、与次兵衛耆人長に有

^(案)
右安文にて書上有

瀬十郎・長兵衛・権三郎・留兵衛・文四郎

五人午二月十八日に中屋敷御帳面に付申候、但シ判

形ハ人判也

午二月十八日

富永傳之丞

西口

会所奉行

寒川弥五太夫殿

与次兵衛・次兵衛・吉兵衛・左次兵衛・吉三郎 合五人

右は御中屋敷御帳面留り相付申候、日限午十一月八日に留り

紀州郡御奉行

西口傳左衛門

宮本与右衛門

中屋敷御会所御奉行

木村岡右衛門様

瀬十郎・長兵衛・権三郎・留兵衛・文四郎合五人

右は未十一月八日江戸御中屋敷御帳面に相附不申候、但シ判形ハ人判にて御座候、以上

紀州郡御奉行

宮本与右衛門

西口傳左衛門

中屋敷御会所奉行

堀尾重郎右衛門

瀬十郎・長兵衛・権三郎・留兵衛・文四郎合五人

長兵衛

権三郎 留兵衛

文四郎 長太郎
メ上へ申候て酉ノ秋下り也
右は未十一月廿六日に江戸御中屋敷御帳面に相附申候、
但シ判形ハ人判にて御座候、以上

紀州郡御奉行

宮本与右衛門

同断

西口傳左衛門

御中屋敷御会所奉行

堀尾重郎右衛門

与次兵衛・次兵衛・吉兵衛・左次兵衛・吉三郎・甚六

メ六人

右は申十月九日江戸御中屋敷御帳面に付、判形ハ人判にて御座候

紀州海士郡御奉行

笠原只右衛門様

宮本与右衛門様

御中屋敷御会所御奉行

斉藤勘左衛門様

一、長兵衛・権三郎・文四郎・留兵衛・長太郎
別判
メ五人

享保二年

酉十一月七日之長に付

一、留兵衛・文四郎

メ式人

右は戌十二月十一日に御中屋鋪御周帳に付申候

享保三年

戌十二月十一日

与次兵衛・次兵衛・左次兵衛・吉三郎・甚六・茂平

次・重郎平
メ七人

木川喜八郎・村上与左衛門 四宮紋右衛門

右ハ亥ノ十一月十三日之長に付

一、甚六・左次兵衛

メ式人

右は亥ノ十一月十三日に御中屋敷御周帳に付申候、以上

享保五年亥十一月十三日

一、甚六

老 人

右は子十二月十四日に御中屋敷御周帳に付申候、以上

享保六年子十二月十四日

一、新四郎・文四郎・留兵衛・権三郎

一、善八・善助

合六人

右は御中屋鋪御帳面相付申候、但シ判形ハ人判寅五月十三日に留り

紀州海士郡御奉行

江戸御会所御奉行

四宮紋右衛門様

北村伊太夫様

一、与次兵衛・左次兵衛・吉三郎・甚六

一、茂平次

メ五人

右は江戸御中屋敷御帳面寅十一月廿三日に附申候、以上

真木六郎右衛門

江戸会所奉行

久村甚之右衛門様

四宮紋右衛門

一、新四郎・権三郎・留兵衛・善助・善八・久四郎

合六人也

右は江戸御中屋敷御帳面に相付申候、但シ判形ハ人判

卯十月十七日

紀州海士郡御奉行

橋本久左衛門

真木六郎右衛門

笠原忠左衛門様

一、与次兵衛 一、甚六

合式人也

右は江戸御中屋敷御帳面に相付申候、但シ判形ハ人判也

辰卯月九日

紀州海士郡御奉行

橋本久左衛門

真木六郎右衛門

中屋敷御帳面

一、吉三郎・左次兵衛・茂平次・平六

メ四人 辰十月十六日に国本罷立候状

御会所奉行

真木六郎右衛門

伊藤又左衛門殿

郡御奉行

橋本久左衛門

右ハ新帳へ罷出申候

(裏表紙)
「紀州海士郡大崎村」

与次兵衛」

(真鶴 田廣義一氏蔵)

北は大浜之丁場之上境迄、遣申候に紛無御座候、為後日
仍て如件

寛保貳年

真鶴村

戌ノ二月

山主 半左衛門④

証人 権右衛門④

田広与次兵衛殿

1 江戸小網町^{えどこみぢやう} 現東京都中央区日本橋小網町。
元禄八年より享保九年までの与次兵衛家における船・網・諸道具、さらには与次兵衛の出身地紀州藩からの出稼ぎ人に対する統制の実態がわかる史料である。紀州からの出稼ぎ者は、江戸中屋敷御会所が管理する。記載内容から判断すると、当時の出稼ぎ期間が冬季から春・夏にかけて行われていた。この江戸御会所の出入国の管理・統制は、紀州海士郡御奉行との綿密な連携のもと行われていたようである。

67

(一七四二)
寛保二年二月

鯰網場近所の山林購入につき一札

一札

一、鯰網場所之上我等山に御座候所に、鯰網場之近所有之候に付、貴殿御所望被申候間、上之道通りどて下限り

以手紙申入候無御□御幕之由珍重に奉存候、然は先刻は権右衛門道迄御人被遣委細承知仕候、何様永々敷義にて相究り候義故御いそぎ被成候も御尤に奉存候間、山之証文早速相認権右衛門殿に遣シ申候、文言之義御のぞミも御座候ハ、御申越可申候、私義も御礼に参り度御座候へ共、明日は在所え罷越四十九日ヲとい可申と奉存候間、又々御礼之義延引可仕候間、左様に□□可被□万事貴面之節可申入候、以上

二月十日

(真鶴 田廣義一氏蔵「田廣家筆写史料」)

与次兵衛が尻掛浦を中心とした湾内や海底の荒磯整備、さらに鯰の回遊筋沿いの松木植林等々、積極的な投資を行った

ことはよく知られている。本文書も鰯網場所沿いの山林を購入した際の一札である。与次兵衛の畑や山林の購入時期は、とくに享保年間（一七一六〜三四）から宝暦・明和のころ（一七五一〜七一）がもっとも盛んであったといわれている。購入が自村にとどまらず他村にまで拡大していることも特徴に挙げられ、与次兵衛鰯網漁の最盛期に照応する。

68
（一七五四）
宝暦四年十二月 江戸魚問屋尻懸浦鰯網請負願につ

き与次兵衛継続願

乍恐書付を以奉願上候御事

一、紀州海上郡大崎村^{（マヅ）}₁百姓漁師与次兵衛と申者にて御座候乍恐私曾祖父與次兵衛と者、寛永年中始めて相州小田原御城主 稲葉丹後守様御領分真鶴村と申所え漁稼に罷下り、右真鶴村之内尻懸と申所、先年より荒磯にて御座候処、小田原辺より浦つたい鰯通り候を見付、右尻掛を見立始めて鯺取に候あみを拵鰯漁初メ申候、右尻懸浦見立鰯網場所、且又住居・小屋・諸道具入置候小屋場、元来荒磯にて御座候所を切取、山を切据え波除

石垣築立、近所に御座候山畑持等買添小屋を立鰯漁仕申候、且又鰯あミ開候場所之儀ハ、浪底に磯荒御座候て鰯あミ損シ漁難成候故、海底に御座候荒石取除ケ網損シ不申候様に致置、将又鰯漁之儀ハ海山共に要害能無御座候ては成不申候に付鰯游キ通り候を山より見付候者共、小屋場石垣築立せいろ組上ケ此所にて魚見₂申候場所、其外近所之山に植木を致、且又緑林等買添松木植立山を茂らせ海え景さし候様に種々要害能仕候て、東は酒匂川尻より西は土肥浦伊豆山境迄之内鰯游通り候得は、右尻懸浦網場にて相待鰯取揚ケ申候、尤時分に寄候ては右酒匂河辺より土肥浦迄之内にて見付次第に取上ケ申事も御座候、右之通り段々要害能拵立鰯網場開発仕、寛永十四丑之年金子式分芝錢として所之者え差出被申候、翌年寅之年より稲葉丹後守様え御運上地に罷成申候、則寛永十四丑之年より当戊之年まで年数百拾八年相統御請仕候御運上之次第別紙に相認メ差上申候、別紙書付目錄にて申上候通り数十年之内不漁之年殊之外難義至極仕候得共、御運上金之儀は少し

も無滯上納仕申候、尤数年之内殊之外不漁年数多御座候に付、江戸問屋共方え仕入残金多ク御座候、勿論其節国本に古来より私所持致候廻船壹艘まかせあみ□□いわし取揚候大網老株右不漁之年に不残売仕舞、只今にては尻懸浦鰯網計り之一職にて御座候、依之私身上不残尻懸浦え仕込諸道具等拵立、乍恐私兄弟・親類共迄不残尻懸浦え連下り数年渡世仕御国元御役等勤来申候、右申上候通り先年よりぜん／＼に金子を入置相拵数年渡世致来候所、当三月廿三日小田原 出羽守様御役所へ被召出被仰渡候は、前々よりは迄其方致来候尻懸浦鰯網之儀へ、此度外より望申者有之候、御運上之儀は老ヶ年金百五拾兩宛、其上敷金として金子七百兩差上置、老ヶ年に五歩之御利足被下置、利金三拾五兩は右御運上金之内え御指引に相立、老ヶ年に都合百五拾兩之御運上にて七ヶ年御請負願申者有之候に付、来亥之年より此者え被仰付候程に左様に相心得候様にと被仰渡候、依之私当惑仕申上候は、其儀へ迷惑至極に奉存候、夥敷大金に御座候に付、早速御返事申上がた

く候得は罷歸り兄弟共え相談仕候て何分にも御願可申上候と申上候て、同三月廿六日御先代丹後守様より以来御代々相統御請仕候御運上之次第書付其上問屋共相頼御請仕度旨書付を以御願申上候所、同三月廿九日に右願書付御下ヶ被成候節被仰下候共、御上ににも殊之外惱ミ被成候に付、追て御挨拶可有候、先ハ此書付は下ヶ遣すと御座候て其後何之御沙汰も無御座候、又々四月廿八日に江戸問屋共弥得心仕候と申書付御役人衆迄差上申候所に、同四月廿三日右書付御下ヶ被下候節被仰渡候、前々御運上相増申様にと有之候所に相増不申、此度外より望申に付金高にて御請可仕旨何共其訳相知れ不申候得は、外之者え被仰付候程に左様相心得候様にと被仰下候、併何分にも鰯網相仕舞候ては、前々よりは迄私此上不残鰯網場所え仕込罷在候に付、只今相仕舞候ては諸道具等不残外之漁職に用立不申候得は、弥以難儀に御座候に付、江戸問屋共相頼候て御運上増金并敷金之儀は、問屋共相働呉候に付御請中度御願書付問屋共別紙書付を以一同に四月廿六日に差上申

候処、其後何之御沙汰も無御座候、此度外より願申者過分之高金にて私とも家職を奪取申者にて御座候、弥々浦を召上られ外新願之者え被仰付候においてハ、乍恐私始々親類共迄大勢之者共家職に離れ渴命に及難儀至極に奉存候、勿論此度外より願出候も私先祖浦を見立無滞拵立開発仕段々御運上地に罷成候によつて只今敷金をいたし御請負可仕候様に御願申上候、私共儀は元来浦を見立開発致候者に御座候、殊に只今鰯網職に離れ候ては渴命に及申儀に御座候、併御運上増金并に敷金之儀は大金に御座候得は、私力に難及御座候に付問屋共相頼申候得共、問屋共儀も仕入残金等多ク御座候得は、只今私鰯網職相仕舞候てはともに身上相立不申甚難儀仕候に付、此上他借仕候て是非御請可仕候様に申呉候に付、当三月廿六日に被仰出候砌より両・三度御願申上候、四月廿六日看問屋共一同に御願申上候所に、江戸表御屋鋪え御聞合被遊候と御座候て、于今御沙汰も無御座候、私共願申上候通御聞濟被為遊候て可被 仰付と存、只今迄相待罷在候得共、今以何之御

挨拶も無御座候て難儀至極に奉存候、若此度外より願候者え被為仰付候てハ、私一職に離れ大勢之者共渴命及難儀至極仕候、何卒私え被為 仰付被下置候様に奉願上候、右之趣御慈悲を以被為御聞召分、願之通被為 仰付被下置候は難有可奉存候、以上

宝曆四年戊十二月

大崎村

与次兵衛

代 嘉 平 次判

御会所

(真鶴 田廣義一氏蔵「田廣家筆写史料」)

1 紀州海士郡大崎村

現和歌山県海草郡下津町。

2 魚見

網を入れる場所の陸に建てられる、魚の所在や群がっている状況を見る場所。

宝曆四年三月与次兵衛は、小田原藩より新規に法外な敷金と運上金をもって外より尻懸浦鰯網の権利を望む者の存在を知らされる。こうした動きに対して与次兵衛は、従来からの鰯網経営の実態と実状を、住居・諸道具を入れる小屋の設置、波よけ石垣の築立、荒磯整備、魚見の設置、鰯回遊筋へ

の松木植え立て、植え立てに要する山林や畑の購入といった
尻懸浦に与次兵衛が積極的に投資した経緯と苦心を述べ、従
来どおりの鰯網漁の継続と承認を懇請している。

69 (一七五四)
宝暦四年 与次兵衛請負運上金上納次第

覚

一、寛永拾四丑之年相州小田原御城主稲葉故丹後守様御領
分真鶴村之内尻掛浦を見立鰯漁致始候、年金子貳分芝
錢として所之者え差出し申候

一、(寛永十五年)翌寅之年より 稲葉丹後守様え御運上地罷成、沓ヶ年

に金子五両宛寅・卯兩年上納仕申候

一、(寛永十七年)翌辰之年より午之年迄、三ヶ年御運上沓ヶ年に金貳拾

五両宛上納仕申候

一、(寛永二十年)未之年より酉之年迄三ヶ年御運上沓ヶ年に金三拾五両

宛上納仕申候

一、(正保二年)戌之年より子之年迄三ヶ年に御運上沓ヶ年金五拾五両

宛上納仕申候

一、(慶安二年)丑之年沓ヶ年御運上金相増申候様と被為仰付候に付、

無是非相増御運上金七拾五両にて上納仕申候御事

一、(慶安三年)翌寅之年より殊之外不漁に御座候に付御減少奉願寅之

年より酉之年迄八ヶ年御運上沓ヶ年に金五拾両宛上納

仕申候御事

一、(万治元年)翌戌之年御運上金沓ヶ年に八拾両宛にて御請負仕度由

外より願申者有之候所、小田原御城主稲葉美濃守様御
代にて御支配御役人様方御了簡にも難被成儀御座候
哉、美濃守様江戸表に御座被遊候に付、御聞に達御窺
被成候所に被仰出候趣には與次兵衛儀は、尻懸浦を見
立開発之者にて、殊に数年為にも相成候得は外え相渡

候儀難成候間、與次兵衛可被仰付之旨勿論此已後外よ
り何程之金高にても御願申儀堅ク難成被仰出候、依之

定請に被仰付戌之年より寅之年^(金脱)迄拾九年御請仕申候、

且又証文之儀は漁之儀に候得は多少も可有之候、勿論

証人請判宿も替り者に候得は、五ヶ年宛にて御証文致

替え候趣に被仰付候に付、只今迄も五ヶ年・三ヶ年宛

にて御証文差上申候御事

一、貞享三寅之年 稲葉美濃守様御国替え被遊候節、小田

原御役所え私祖父与次兵衛被 召出被仰渡候は、惣鉢浦方諸運上之儀は御国替え御引渡シ御目録に乗セ不申候得共、其方儀は格別にて縦は地方にて新田明田開発同前候鰯網開発人に候得は、此度御引渡に御目録に乗セ相渡候程に左様相心得、末々子孫其旨申聞セ候様に与被仰渡候て親々共より伝へ承申候

一、寛永拾四年丑之年より貞享三寅之年迄稲葉丹後守様御代より同美濃守様迄御三代御座候に付、同年小田原え大久保加賀守様御入被遊候得共、御先代御定之通り沓ケ年御運上金八拾兩上納仕申候御事

一、^(貞享四年)翌卯之年より^(元禄四年)未之年迄五ケ年御運上金沓ケ年金百兩宛にて致候様に被 仰付候に付、無是非五ケ年御請負仕候、右五ケ年之内沓ケ年金百兩上納仕候、然ル所に^(元禄元・二年)辰・巳式ケ年江戸表活看御停止にて商売不勝手に御座候に付、難儀仕御運上御減少御願申上候所、右百兩之内式拾兩御免被下八拾兩にて上納仕申候、其翌年午・未式ケ年別て不漁にて御座候に付、又々拾五兩御免被下六拾五兩宛上納仕申候御事

一、^(元禄五年)申之年より子之年迄五ケ年御運上沓ケ年に金七拾兩宛

上納仕申候

一、^(元禄十年)丑之年より巳之年迄五ケ年御運上沓ケ年に金七拾兩宛

上納仕申候

一、^(元禄十五年)午之年より戌之年迄五ケ年御運上沓ケ年に金八拾兩宛

上納仕申候

一、^(宝永四年)亥之年より子之年迄式ケ年御運上沓ケ年に金八拾兩宛

宛上納仕申候

一、^(宝永六年)丑之年より卯之年迄三ケ年御運上沓ケ年に金七拾五兩

宛上納仕候

一、^(正徳二年)辰之年より午之年迄三ケ年御運上沓ケ年に金七拾五兩

宛上納仕申候

一、^(正徳五年)未之年より申之年迄式ケ年に御運上沓ケ年に金八拾兩

宛上納仕申候

一、^(享保二年)酉之年より亥之年迄三ケ年御運上沓ケ年に金八拾兩宛

上納仕申候

右是迄上納仕候は、元之字金・³乾之字⁴にて上納仕、勿論高金之時分多クは乾字金にて御座候、依之金銀御通用替

り新金に相成候て、新金四拾兩宛上納仕申候御事

一、子之年より卯之年迄四ヶ年御連上^(享保五年) 卷ヶ年新金四拾兩宛

上納仕候

一、辰之年より戌之年迄七ヶ年御連上^(享保九年) 卷ヶ年に新金四拾兩

宛上納仕り申候

一、亥ノ年より巳之年迄七ヶ年御上納^(享保十六年) 卷ヶ年金三十貳兩宛

上納仕申候、此節殊外不漁相続キ難儀仕、依之御減少

御願申上、老ヶ年に三拾貳兩宛漸々上納仕申候御事

一、午之年より申之年迄三ヶ年此節金銀御通用替り申に付

増歩差出シ候様に被仰付、依之少々相増御連上^(元文三年) 卷ヶ年

に文金四拾五兩宛上納仕申候御事

一、酉之年より亥之年迄三ヶ年御連上^(寛保元年) 卷ヶ年文金四拾五兩

宛上納仕申候

一、子之年より寅之年迄三ヶ年御連上^(延享元年) 卷ヶ年金四拾五兩宛

上納仕申候

一、卯ノ年より未ノ年迄五ヶ年御連上^(延享四年) 卷ヶ年に文金四拾五

宛上納仕申候

一、翌申之年より当戌之年迄三ヶ年御証文致替候節、御連

上金相増申候様に被仰下候得共、近年不漁相続キ御連

上金相増申儀難儀至極に御座候に付段々御願申上候得

共、是非相増申様にと被仰下候に付、無廻去ル^(寛延三年) 午之年

大久保出羽守様より御頼に付、私相働キ江戸着問屋共

相頼金子百兩口入仕御用に相立申所に、午・未兩年御

利足金^(宝暦二年) 卷ヶ年貳拾兩宛之積に被遣被下置候所に、右申

ノ年より戌之年迄三ヶ年之内御利足申不請差上置呉候

様にと、金主問屋共え相頼相談之上にて御願申上候所

に願之通被 仰付候、其上是迄之御連上四拾五兩宛之

処に五兩相増都合五拾兩にて被 仰付候、勿論差上置

候金子百兩は当戌之暮に御返済被下候筈御座候、右之

通申之年より戌之年迄三ヶ年御連上^(宝暦二年) 卷ヶ年金五拾兩宛

御利足金貳拾兩宛申不請候得は都合七拾兩程当り申

候、右者寛永年中より当戌之年迄年数百拾八年相続御

請仕候、御連上之次第書付奉御覧入候、以上

大崎浦

与次兵衛

(真鶴 田廣義一氏蔵「田廣家筆写史料」)

70

(前略)

覚

(一七五四)
宝暦四年

尻懸鰯網場請浦替えにつき覚

1 芝^{しんぎ}銭 運上金のこと。史料48では十分一あるいは運上金を「さい銭」といつていた。2 定^{じやうち}請 与次兵衛以外の請負を認めない請浦。3 元之字金 元文元年(一七三六) 鑄造の貨幣。文字金ともいう。4 乾^{かん}字金 宝永七年から正徳四年(一七一〇〜一四)まで鑄造した宝永小判金。5 文^{ぶん}金 文字金のこと。元文小判金。

与次兵衛請負鰯網の運上金納入の増減を、寛永十四年から宝暦二年(一六三七〜一七五六)に至るまでの運上金の次第を書き上げたものである。万治二年(一六六〇) 与次兵衛以外に鰯網請負を望む者があらわれている。この時、小田原藩は与次兵衛に対し尻懸鰯網の定請を今後とも認める裁定を下す。また、貞享三年(一六八六) 小田原藩御国替えに際しては、その「御引渡目録」に與次兵衛を新田開発の開発人同様とする旨記載されるとある。運上金は、貞享四年から元禄四年までが最も高い。

一、宝暦五年亥之年より鰯網御運上請次願年に候処、戌年三月頃より小田原御代官所より申来候へ、外より請浦をせり願申者有之候て、当時布金として文金七百兩指上ヶ置候て、御運上金壹ヶ年金百五拾兩宛にて御請可申様に願申者有之候得は、其者方え相渡シ候程に左様相心得候様にと被仰下候に付段々相願候得共、願書一向御取揚無之候、右願人相尋候処最初被仰候へ、江戸深河藤次郎と申者之由に被仰候、其後段々承候所発端願出候者は、江戸肴問屋之内四日市左内町茶屋長兵衛と申者に相渡シ候由被仰下候、尤其節真鶴村之内にて右長兵衛となれ合候て、尻懸鰯網場をせり取可申と願出申候者人数拾五人有之候

真鶴西窟に七人

市兵衛子商人

漁師

惣五郎

組頭藤三郎子

領助

商内

平左衛門

忠次郎事

中の

七郎兵衛

小だいノ又次郎子

友右衛門

横まくり

チイチイ

八 助

同所東之窟にて

コイジ一郎兵衛子留兵衛事

市郎兵衛

横宿出生福浦之者

七右衛門

与次兵衛子

喜 三 八

台勘重郎四子

万右衛門

万口丸船頭磯崎にて

庄 九 郎

同所次郎兵衛子かじや職

異名はく 伊 兵 衛

御船之船頭養子船頭

甚五兵衛

清兵衛子其頭

組頭

清 三 郎

メテ 拾五人也

右之者共一同に願出候得共小田原御代官

河野門太夫殿

小嶋 円 藏殿

右願書一向御取揚無之候、然所に右之者共願出候発端ハ、江戸左内町茶屋長兵衛と申者鯰網仕入を致シ魚荷物引請候て元メ問屋可致と工ミ候て為願候得共、村方より之願書御取揚無之候にて、段々出羽守様御役人衆之内相拵候処、殊に其節小田原出羽守様御台所御不如意に付、在方又ハ町々町人之内にて賄方被仰付候、尤其人数拾人

小田原新宿町古道具屋

関本屋 左五兵衛

同所万町 異名海鼠 権 三 郎

同所同町 柏 屋 幾左衛門

同所青物町 甲州屋 久 五 郎

同所青物丁 樋口屋 藤 兵 衛

同所高梨町薬店

帶 屋 善右衛門

同所宮前町薬店 熊沢六郎兵衛

在方西郡之内

大沢村 与 兵 衛

右十五人之内にて

高田村 一欠
豆州田賀郡村小山村名主
太郎右衛門

帶屋 善右衛門
関本屋 左五兵衛
樋口屋 藤兵衛
小山村 太郎右衛門
甲州屋 久五郎

右五人之者共へ取入候て、茶屋長兵衛金七百両差上置候て段々相願候処に可被仰付に相極り、真鶴村之内先段に書記候者共村方にて船網等専に支度致シ候処、右茶屋長兵衛（本説より）え弥被仰付候様子慥に承り聞届ケ申候に付、長兵衛儀江戸船町肴問屋中間之内法式と申候て、諸浦方旅人へ年々仕入等之場所せり取申間敷旨掟之趣御座候処、茶屋長兵衛儀右之定法相背申者に付、江戸本船町肴問屋中間にてハ

公辺に罷成候て其節之江戸御町奉行所北之御番所

依田和泉守様
南之御番所
大尾越前守様

則南之御番所

大尾越前守様御懸り成り

此方両問屋

伊勢や吉兵衛

本船町

三河や長兵衛

右両問屋一同に

大尾越前守様え御訴訟申上候処、御番所において早速茶屋長兵衛被召出御吟味之上、右長兵衛儀肴問屋中間之定法相背キ申者に極り候に付、中間掟之通り長兵衛問屋名代取揚ケ肴商売致させ不申様に相成申候、依之又々小田原表え罷出右長兵衛儀は浦方御請負仕申儀ハ難成候に付、私共方え被仰付被下置候様に相願申候得ハ、初願候節ハ布金七百両に御座候処、又々千六百両差上置候て壹ケ年に運上金百五拾兩宛にて深河藤次郎と申者願候得は、右之金高布金千六百兩壹ケ年式歩五厘利足にて運上

金百五拾兩宛にて相願候得は、右之金高にて御請可申候哉と被仰候に付、無是非敷金千六百兩に式歩五厘之御利足にて金四拾兩宛申請、則御運上金百五拾兩之内え利金四拾兩差次に相立、残金百貳拾兩之所三月・六月・十月切に三ヶ度に上納致申筈に相済申候、

右亥之年より午ノ六月迄中年七ヶ年御請之年府相済候て、又々請次に罷成候節ハ右差上置候布金千六百兩ハ、年府相済候節不殘御下ヶ可被下置候御約束にて御請取御証文被下置有之候也、此方より差上置候請証文も御下ヶ被下候文言書入差上置申候、勿論小田原大久保出羽守様御懸り之御役人衆中様布金御預り御証文にも御下ヶ可被下置旨文言に有之候、則其節之御役人衆中様御連印之御証文迄通申請候て有之候者也

『安政四年巳十月四日

御 掛り江戸表より尋に付、宝暦四年戌十一月頃
ト申遣ス

（真鶴 田廣義一氏蔵「田廣家筆写史料」）

1 布金^{ふきん} 敷金と同じ。

71 (二七六)
宝暦十二年九月 与次兵衛請負鯨網敷金預かり証文

預申鯨網敷金之事

合金子千六百兩也

右は真名鶴村尻掛鯨網運上、当午ノ九月より来ル丑八月迄中ヶ年七ヶ年致請負候に付、為敷金差出申所也、運上金壹ヶ年に金百五拾兩之内にて式歩五厘之利足金年々引落相納可被申候、万一所替等有之候節は右敷金相返可申候、重て請負年季相済候節、右金子差戻シ此預り引替可申候、仍如件

宝暦十二年子九月

大久保 蔵 (大)

沢村祖兵衛 在判

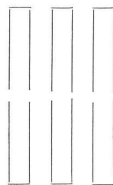
水谷三太夫 在判

井上専八 在判

岩根元左衛門在判

渡 藤兵衛 在判

木村郡左衛門在判



紀州大崎村

鰯網請負主

与次兵衛殿

小田原青物町

証人松坂屋

清五郎殿

江戸本船町肴問屋

伊勢屋

吉兵衛殿

三河屋

長兵衛殿

前書之通相違有之間敷候、以上

牧野

吉岡

横井

高根伊織

右は宝暦十二年午ノ九月より
丑ノ八月迄 中年七ヶ年之内布
金受取証文之控写

(真鶴 田廣義一氏藏「田廣家筆写史料」)

72 (年未詳) 鰯網・諸魚運上金上納次第

宝暦十二年午ノ九月より来ル丑ノ八月迄中年七ヶ年御運
上金七百七拾兩壹ヶ年御運上金高御請
一、文金千六百兩 敷金

右は七ヶ年御請負之内、指上ヶ置壹ヶ年式分五厘宛之御
利足申請、壹ヶ年金四拾兩宛御運上金壹ヶ年百拾兩宛之
内へ御差次に成被下、相残て金七拾兩を三月・六月・十
月三ヶ度に上納可申答也

右之通りにて御請負定り請証文差上、勿論布金御預り証
文被下置此方に有り

右は宝暦十二年壬午九月より来ル丑八月迄中七ヶ年御請
負定、右御請負之内差上置候敷金千六百兩ハ、御請負年
府相済候得は、御下ヶ可被下置答也

一、明和六丑の九月朔日より来ル辰八月晦日、中年三ヶ年

御請負仕候、右請負之内為數金

金千六百兩也 年貳步五厘御利足

御運上卷ヶ年

金百拾兩宛

内四拾兩數金御利足引

相殘て金七拾兩宛也

但し三月・六月・十月三度に上納

數金御預写し

預申鯰網數金之事

合金千六百兩也

右は真名鶴尻懸浦鯰網運上、当丑九月より来ル辰八月迄
中年三ヶ年致請負候に付、為數金差出預り申所也、運上
金老ヶ年に金百拾兩之内より貳步五厘之利足金年引落シ
相納可被申候、万一所替等有之候節ハ、右鋪金相返シ可
申候、重て請負年季相濟之節ハ、右金子差戻シ此預に引
替可申候、仍如件

明和六年丑九月

大久保加賀守内 木野村庄藏

紀州大崎村

鯰網請負主

与次兵衛殿

小田原青物町

請人松坂屋

清五郎方

江戸本船町肴問屋之内

伊勢屋

吉兵衛殿

三河屋

長兵衛殿

前書之通相違有之間數候、以上

井上龍左衛門

水谷三大夫

円城寺仁右衛門

横山覚大夫

黒柳久兵衛

横井源八

石原善右衛門

早川与左衛門

第2章 漁業の展開

御代官 河野門大夫様
福地安左衛門様

一、明和九辰之九月朔日より来ル未八月晦日、中年三ヶ年

御請負仕候、右請負之内為敷金

金千六百兩也 年に貳歩五厘御利足

御運上老ヶ年に

金百拾兩宛

内四拾兩鋪金御利足引

相残て金七拾兩宛也

但し三月・六月・十月三度に上納

敷金御預写し

預り申 鯰網敷金之事

合金千六百兩也

右者真鶴尻懸浦鯰網運上当辰九月より来ル未八月迄、中
年三ヶ年致請負候に付、為敷金差出預申所也、運上金老
ヶ年に金百拾兩之内にて、貳分五厘之利足金年々引落相
納可被申候、万々一所替等有之候節は右敷金相返可申
候、重て請負年季相済候節、右金子差戻此預に引替可申
候、仍如件

明和九年辰八月

大久保七郎右衛門内

松尾曾根右衛門

木野村庄藏

井上龍左衛門

水谷三大夫

河野門大夫

円城寺仁右衛門

横山覚大夫

紀州大崎村

鯰網請負主

与次兵衛殿

小田原青物町

証人松坂屋

清五郎方

江戸本船町肴問屋之内

伊勢屋

吉兵衛殿

三河屋

長兵衛殿

前書之通相違有之間鋪候、以上

黒柳久兵衛

横井三郎左衛門

石原善右衛門

早川與左衛門

浦方

御代官葉山郡兵衛様

一安永四年未之九月より来ル戌之八月迄、中年三ヶ年
ヶ年御運上金百拾兩宛相定メ、当末ノ九月朔日より来
ル戌ノ八月晦日迄、中年三ヶ年御請負仕候
右御請負之内為金ト

金千六百兩也 年に貳歩五厘
御利足

御運上金壹ヶ年に金百拾兩宛にて

内金四拾兩宛鋪金之御利足引次

相残て金七拾兩宛也

但し三月・六月・十月迄三ヶ度に上納

戊九月ヨリ 中年三ヶ年
丑八月マテ

御運上金百四拾兩ツ、

鋪金 千六百兩也

但し貳分五厘御利足被下

右之通御請負仕候

天明元丑年ヨリ 中年三ヶ年
天明四辰年マテ

御運上金百拾兩ツ、

鋪金千六百兩也

但し貳五厘ツ、御利足被下

右之通御受負仕候也

天明四辰九月ヨリ 中年三ヶ年
同七末九月マテ

御運上金年に九拾兩宛

鋪金千六百兩に無利足

右は鋪金千六百兩有之候所、御運上金不納金御差繼并に
此節御下金有之、仍之鋪金千百兩に成ル御運上金御減少
被下、旁以鋪金之儀は、此時より不利足に相成申候

天明七末九月ヨリ 中年七ヶ年
来ル 寅八月マテ

御運上金年に九拾五兩宛

鋪金六百兩但し七年之間運上金差繼

但し不利足

右鋪金之儀千百兩有之候所、是迄御運上不納金百四拾貳兩有之并に此度御下金三百五拾八兩受取、殘て六百兩之義は、七年之間御運上金御差繼相成候、七ヶ年御運上金メ六百三拾兩也、鋪金六百兩差繼にては、三拾兩不足に付、此義御用捨御願申上度代官所矢崎徳左衛門様へ御伺申上候所、此三拾兩之義は、追て七年相立候節願候方、可然御上様にても其節は御用捨可有之様に被仰候此節手前上下大□有之打続此覚□□時節にて色々難渋之趣至て重ク願候事□□候、委細之義は此所に相記^(ナ) 此節願之一件は願書控別に有之候

文化八辛未十二月ヨリ
同 子ノ十二月迄 中年五ヶ年

御運上金年々金貳拾兩宛にて御請負証文相納相済候所、申ノ正月活舟相作度存念に付、御拝借金百五拾兩相願候所、以御慈悲ヲ御金百兩十ヶ年賦に被仰付、尚又御利足之儀は外ハ壹割五分に御座候得共、此方ハ□□□故壹割

三分に被仰付、其上外□借用致し候者共ハ、百兩に付年賦之間冥加金年に金三分ツ、相納、其上年賦後廻□所持致し居候内は、年に金一兩貳分ツ、相納候儀之處、是も我等は御用捨、其替りに鯉運上年に金五兩ツ、相増候様に被仰候に付、得と勘弁致吳候所、小肴御十分一金是迄は、年に金四兩壹分宛相納候得共、年々不漁事に付、御減少願致し候所、御聞濟被下願之通年々金貳兩ツ、に被成候に付、鯉運上金五兩相増都合金四拾五兩にて御請負仕、御拝借金百兩十ヶ年賦に御拝借仕候、尚又其迄は御上納は三月・七月兩度に御上納仕候得共、当年より四月・八月兩度に御上納仕候□に御座候

文化九壬申年
同 子ノ十二月迄 五ヶ年之間

御運上金年に金貳拾五兩ツ、

御上納ハ 四月 金拾貳兩貳分

同 八月 金拾貳兩貳分

右之通にて御請負証文相納相済申候、奥印ハ先規之通小田原青物丁松坂屋清五郎・江戸肴問屋いせ屋吉兵衛・三

河や長兵衛之奥印に御座候

文化八辛未十二月ヨリ 中年一ヶ年
同 申ノ十二月迄

小肴御十分一金年に金貳兩宛、十二月納メ

右御十分一金是迄は年に金四兩壹分ツ、にて御受負仕候所、年々不漁事にて御減少願致候所御聞濟有之、年に金貳兩ツ、にて御請負証文相納メ申候

文化九子正月ヨリ 中年五年
丑ノ十二月迄

小肴拾分一金年に金貳兩宛、霜月三十日上納

右之通にて御請負仕候

文化十四年
丑正月より 壹ヶ年
十二月迄

御運上金年に拾五兩

御上納月ハ四月金七兩貳歩、八月七兩貳歩

右之通にて御請負証文相納相済申候、此度より真鶴村宿権右衛門に替り奥印致させ、江戸肴問屋い勢屋吉兵衛・

三河屋長兵衛奥印に御座候

文政元寅年
同 辰年迄 中三ヶ年之間

御運上金年に拾五兩宛

御上納ハ四月金七兩貳歩、同八月金七兩貳歩

右之通にて御請負証文相納相済申候、奥印は先規之通真鶴村権右衛門・江戸肴問屋伊勢屋吉兵衛・三河屋長兵衛奥印に御座候

文政四年巳年より 三ヶ年之間
同 未年迄

御運上金年に拾六兩宛

御上納月ハ四月に金八兩、同八月に金八兩

右之通りにて御請負証文相納相済申候、奥印之儀ハ先規之通真鶴邑権右衛門・江戸肴問屋伊勢屋吉兵衛・三河屋長兵衛奥印に御座候、尤此度請繼之節御運上金相増候様被仰聞、無扨年に金壹兩宛相増□□に御座候

文政四年巳正月より 三ヶ年之間
同 未十二月迄

小肴御十分一金年に金貳兩宛御上納、霜月三十日納

右之通り御請負仕候

第2章 漁業の展開

文政七申年より 三ヶ年之間
同 戌年迄

御運上金年に拾六兩、右は四月・八月兩度之納メ

右之通にて御受負証文相納メ相済申候

文政七申年より 三ヶ年之間
同 戌年迄

小肴御十分一金年に貳兩宛、十一月晦日納メ

右之通御受負仕候

文政十亥年より 三ヶ年之間
同 丑年迄

御運上金年に拾六兩、右は四月・八月兩度之納

右之通御受負証文相納メ申候

文政十亥年より 三ヶ年之間
同 丑年迄

小肴御拾分一金年に貳兩宛、十一月晦日相納申候

右之通御受負仕候

天保元寅年より 五ヶ年之間
同 午年迄

御運上金年に拾六兩、右は四月・八月兩度に相納メ

右之通御請負証文相納申候

天保元寅年より 五ヶ年之分
同 午年迄

小肴御拾分一金年に貳兩宛、十一月晦日相納メ

右之通御受負仕候

天保六未年より 五ヶ年之間
同 亥年迄

御運上金年に拾六兩、右は四月・八月に相納申候

右之通御受負証文相納メ

天保六未年より 五ヶ年
同 亥年迄

小肴御拾分一金年に貳兩宛、十一月晦日相納メ

右之通御受負仕候

天保十一子年より 五ヶ年之間
同 辰年迄

御運上金年に拾六兩、但し四月・八月兩度に相納メ

右之通御請負証文相納メ申候

天保十一子年より 五ヶ年之間
同 辰年迄

小肴御拾分一金年に貳兩宛、十一月晦日相納

右之通御受負仕候

(真鶴 田廣義一氏藏「田廣家筆写史料」)

73 (七八五)
天明五年七月 伊豆山御神領海浜請浦につき証文

伊豆山般若院領内小肴請負致度願書差シ候得共、願通には得心無之願書取上ケも無之候得共、段々村役人口上にて相願早速請書之文言院内より出候に付、左之通

差上申証文之事

一、伊豆山御神領海浜之内、東門川川尻より西足川下熱海小堺迄之内にて、鰹・うつわ・むろ右三品漁猟之儀、今般先達て御願申上候所、当已七月より来申六月迄、中年三ヶ年之間私え被仰付難有仕合に奉存候、然上は運上金当已年より中年三ヶ年に金九兩差上可申候、尤も納之儀老ヶ年に金三兩ツ、当已年より毎年霜月に急度上納可仕

一、右御請負之漁猟之外に、私曲之儀仕間鋪候

一、前々より外々え余猟被仰付置候、乍少も障不仕候

右於相背は御請負之内たりとも、不依何時に御取上ケ可被遊候少も違背仕間敷候、為後証仍て如件

天明五年

已七月

伊豆山

御院内

御役人衆中様

右之通証文相納此時初て伊豆山領請負相成候、手前苗字相記差出シ申に付、院内にて与次兵衛義帯刀にても可致哉と村役人へ相尋候得は、村役人申には与次兵衛義は紀州様御用相達申に付、帯刀も御免可有奉存候様申上候と嘶承候、仍て苗字記ス
右願に付 村役人セ話致くれ候、殊に初て之儀に付 義格別に遣ス左之通

村役人

七 郎

文 平

平 藏

尻かけ浦

田広与次兵衛

小田原表之印形ヲ用ル

右村役人へ酒貳升ツ、七郎義格別セ話致候に付風呂敷一ツ添へ遣、院内へは酒貳升・晒シ麻老反代廿五匁

右□□に取計候折節、院下には江戸表へ被越留主中にて代官にも留主に候時之留主居にて、院下の弟子たうふくと申坊子留主居并代官ヲ兼相務メ候、仍て 義も何かなしに院内へ持参も

「御請負証文之義も諸肴と願候得とも、得心なく鯉・鯉・鮭と三品相記シ候様に申に付、右相記ス也、右留主居坊たうふくと申坊子、村中之□之者にてどうもかうもならぬ坊子にて候得は、右三品に相究り候、重て請負之節には人替り候ハ、いヶ様に相成可申候也

(真鶴 田廣義一氏蔵「田廣家筆写史料」)

74

(八三六)
天保七年十二月

鮎網場字黒崎請浦につき一札

入置申一札之事

「此度当村方不漁之上穀高に付小前一同困窮に罷成、鮎網張場所字黒崎と申所、五ヶ年之間貴殿方一手にて持切り当金三百兩御出し被成候様段々御欠合申上候処、与次兵衛殿御出府之上、右之趣江戸問屋衆え御欠合被

成候処、無其儀趣法相替り五ヶ年之間貴殿方一手にて相張り、年々二割宛之割合金之内え、為前金百六拾兩御渡し被下慥に受取申所実正也、右前金之分漁事高にて二割申受候金子にて、前金之分皆済致し申候上にて、其後漁事之時に二割之分村方え御出し被下候、厚キ御勘弁忝奉存候

右之通書面差入置候上は、万一協合より故障ケ間敷儀申出候節は、世話人之者罷出取捌貴殿方え少も御世話相掛中間敷候、為後日為取替一札入置申所、仍て如件

天保七丙申年

十二月

相州真鶴村

百姓代

八十右衛門◎

世話人物代

藤内◎

同

清次郎◎

江戸魚問屋

伊勢屋 吉兵衛殿

三河屋 長兵衛殿

伊豆屋 善兵衛殿

網張主 尻掛浦与次兵衛殿

前書之通り拙者共立会致承知候、依之奥印致差出申候、
以上

天保七丙申年

十二月

相州真鶴村

名主 台右衛門 ④

与頭 孫右衛門 ④

同 茂平 次 ④

同 磯右衛門 ④

御問屋衆中

網張主 与次兵衛殿

右之通本証文受取置申候

右之通連印本証文之儀は、私方に預り置申候間、御入用
之節差出可申候

、此度金貳百兩各々方にて御出金之儀に付、多少有之
(ヤ) 承知致候、然ル上ハ右網にて取揚候諸魚共不殘相
送り可申候、以上

尻掛浦

田広与次兵衛

天保七丙

申年十二月

江戸本船丁魚問屋

伊勢屋 吉兵衛殿

同 三河屋 長兵衛殿

同 伊豆屋 善兵衛殿

同 米屋 与右衛門殿

(真鶴 田廣義一氏蔵「田廣家筆写史料」)

75

(一八四四)
弘化四年十一月

与次兵衛不漁につき御救い拝借願

乍恐奉願口上

大崎浦 田広与次兵衛

、私儀御高相応に所持仕御蔭にて代々百姓仕来、猶亦先
年御聞濟之上相州尻掛浦へ出稼仕罷在候処、同所近年
不漁続にて益銀差越も甚貧敷追々不融通に罷成借財も
相嵩え候上、既に先年私方難取続候節、祖父兄若山大
年寄川本次兵衛方より多借銀を以漸御年貢等も相凌来
候、然処此節同人方も必至と困窮仕罷在候付てハ、右
古借之廉を以当時返銀いたし呉との義実は無余義次

第、且右之旧恩も有之旁難懸止候得共如何駄にも致遣度存心に御座候得共、前段之仕合にて自分耕作之肥等も行届兼候程之義に付誠に当惑仕候間、御時節柄奉恐入候得共、所持之田畑之内為銀質物奉差上置候間為御救可成丈拝借仕度奉願上候、厚御取扱を以御聞濟被為成下候ハ、乍恐累代之家名も取統猶又親類次兵衛方も代々御役義も相勤候者之義に付、格別之御慈悲を以輕御利足にて十ヶ年賦に返上納仕度、此段偏に宜御取扱被為成下候ハ、如何計難有仕合奉存候、仍之乍恐奉願上候、已上

弘化四年

未十一月

本文奉願候義、何卒宜御聞濟被為成下候様私共同様奉願候、尤質物之田畑相調候処別紙之通相違無御座候間、偏に宜御取扱之程奉願上候

御代官所

御役所

(和歌山県下津町 田廣良知氏藏)

76 二八四八
嘉永元年十二月 鮪網張場移譲につき一札

入置申一札之事

一、此度其御村方不漁之上米穀高直に付、小前衆御一同難渋に罷成鮪網張場所字黒崎と申所、当酉年より卯年迄七ヶ年之間拙者共一手にて持切、為前金此度金百六拾兩相渡シ取極申候所相違無之候、右前金之分漁事高にて皆済致候上は、其後漁事二割之分是迄之通無相違差出シ可申候、右之通書面差入置候上は万一脇合より故障ケ間敷儀申出候ハ、御役所にて御取捌キ被下彼は無之様御取計可被下候、為其為取替一札差入置申候為後日仍て如件

嘉永元年十二月

江戸問屋伊勢屋

吉兵衛

同 三河屋

長兵衛

同 伊豆屋

善兵衛

相州真鶴村

御百姓代

仁平衛殿

前書之通相違無御座候、依之拙者奥印致差上申候、以上

嘉永元申年十二月

真鶴村

尻掛浦

与次兵衛

御百姓代

仁兵衛殿

(真鶴 田廣義一氏蔵「田廣家筆写史料」)

77 嘉永六年十二月 根拵網張立につき取替え一札

為取替一札之事

一、当浦は早川村・古新宿・千度小路右三ヶ所根拵網張立候に付尻懸浦鰯網漁業差支に相成、殊に 御用鰯納方にも相拘り候間、三ヶ所根拵網相止メ候様被仰付度、今般各々方当浦方 御役所へ被願出候に付、我等方え熟談におよび候様御沙汰有之、右に付各々方え示談掛合候処行届兼候間、尚又其筋より扱人被申付種々□談

におよび左に對談仕候

(安政元年)

一、三ヶ所之内早川村之儀は、来寅年より来ル辰年迄三ヶ年之間網張立、右年限相立候へ、相止メ可申筈、但し年季中掛出し網之儀は、先規之通磯際より百五拾間相明ケ可申、并三月・四月は鰯漁最中に付、両月之内三十日之間は張立遠慮いたし 御用鰯漁之事に不差障候様可仕候、且又三ヶ年張立趣意として根拵漁業取揚高之内問屋錢并式割

一、三ヶ所之内千度小路・古新宿之義は、来寅年より来ル午年迄五ヶ年限りに取極メ、其余は前書同様之趣意□入張高五步宛与次兵衛殿え差出し可申候、尤漁業に限り渡世罷在候儀に付、期年におよひ尚□年熟談相整候節は、別段願上可申儀も有之其節ハ御示談可被下候右之通扱人立入對談取極候処相違無御座候、然ル上は前條之趣意毛頭違背無之候、万一違約有之候ハ、扱人方にて急度埒明ケ可申候、為後日為取替一札仍て如件

嘉永六丑年十二月

早川村

名主 繁

八印

前書之通我等立入取扱申候処相違無之候、為後日証奥印
形致置申候、以上

江戸問屋中

与次兵衛殿

鰯網

尻掛浦
(つづ)

古新宿

名主 浅左衛門印

千度小路

名主 忠右衛門印

山王原

名主 忠右衛門印

筋違

宿主藤助代

八郎右衛門印

(真鶴 田廣義一氏蔵「田廣家筆写史料」)

78 (八六二)
文久二年九月

謀化網・はへ縄直請負十分一金高増

減次第

旧記写シ

謀化網

大船老艘
中船老艘
小舟老艘

はへ縄 右之船にて

同 断

一、寛永十四年当浦において、鰯漁業営五・六月頃之ほら
漁事は活付置江戸表え御用魚に積廻し積仕舞候て、夫
より秋鰯網に相掛り候に付大勢召抱候者共、秋ばら見
得掛り迄余力に小漁に相掛り、年々御拾歩一之義ハ御
拾分一請万人へ差出し来り、其後御直請負御願申上候
処、則真鶴村・福浦村え被仰付立会三年之漁高見合之
上、平シヲ以金高相極り 御十分一請万人に不相構、
沓ヶ年御十歩一金何両ツ、と相定請負に相成候、五ヶ
年・七ヶ年宛にて請次御証文仕替候、尤其節之漁事之
多少によりて御減少御願申上候、依之請次時之金高員
数高下有り、初メ御請負仕候節は享保金にて三兩宛に

候処、文字金に成替り候節

御代官 杉浦喜太夫様
楠田清次郎様

御支配之古金三兩之處、文金に相成候て右増歩差出し候様訳て被 仰付候に付、無是非文金四兩貳歩ト・永貳百文に御上納仕候、右御直請負に相成候間、御十歩一金之増減之次第は、左に記ス者也、此後相統致シ請次之金高手数之次第無遲滞記者也

御請負御拾分一年限

享保五子ノ七月より年限極り被 仰付候 四ケ年間尅

ケ年 五兩宛

享保九辰年より七ケ年間 尅ケ年 五兩宛

享保十六亥年より七年之間 尅ケ年 五兩宛

元文三年迄 是迄年数 十九年

同年十二月御減少御願申上候、右願之通り御聞濟相成御受負初年より加判小田原代官町細谷庄三郎仕候処、是より加判真鶴村権右衛門之事孫右衛門加判に相替り右加判人替り願濟相成候

元文四年より 尅ケ年 四兩宛 被 仰付候

寛保三 延享四 寛延三 宝曆十三 明和八 安永九

天明八 寛政十二 享和三

文化八年迄年々 四兩宛 御上納仕候

元文四年より文化八迄 七十三年

同年十二月御減少御願申上候 右御聞濟に相成

文化九年より 尅ケ年 貳兩宛 御上納仕候

文政十二 天保九年迄 年数 廿七年

天保九年迄 小漁業仕候得共無漁旁に付

天保十年より中絶仕乍併皆止と申とも無之、賑合い職ト

申て年々キリ職之事も御座候

弘化四 嘉永七 安政七 万延二

文久元年迄年々 貳兩宛 御上納仕候

天保十年より文久元年迄 年数 廿年

右之通り先祖より旧記御座候、乍恐御覽可成下候様入申候、且其時之御取扱被為下置候、御代官様方記置候儀も御座候□□□仕御上納金高下のみ認御座候、以上

文久二

戊九月

御役所様

(真鶴 田廣義一氏蔵「田廣家筆写史料」)

慶応三丁卯年

尻掛浦

ぼら網

与次兵衛

79 慶^(二八六七)応三年卯月 根拵網張立につき与次兵衛願

(真鶴 田廣義一氏蔵「田廣家筆写史料」)

前書之通先年儀定取極メ御座候処、去巳年に江戸問屋共より 御公儀様え根拵皆止メ之義願立に付、網主名取揃帰国仕候処え私出府仕 御公辺え願立之義差留無抛赤坂御屋形願出候処、当 御役所様より御利解被仰聞候に付、赤坂御屋形願下ケ仕候義は、双方根拵掛出し網磯際より三百間も相明ケ被為張立候様被 仰出候間、前書儀定歩合請取不申右 被仰聞候節、三百間明ケ候ては根拵網商売に相成不申場所も御座候間、張立時に私立会候ハ、其場所応し明ケ方可仕候様奉申上置候得共、網元共其儀も無御座年々掛出し網明ケ方無數候に付、其網元共え掛合申遣し候へ共御役所様より左様之御沙汰不承等申者御座候間、御役所様え右之段御内談申上候年も御座候得共、何分網元共其儀無之年々掛出し網明ケ方無數、当年明ケ方次第御賢察被為成下候様乍恐奉願上候、以上